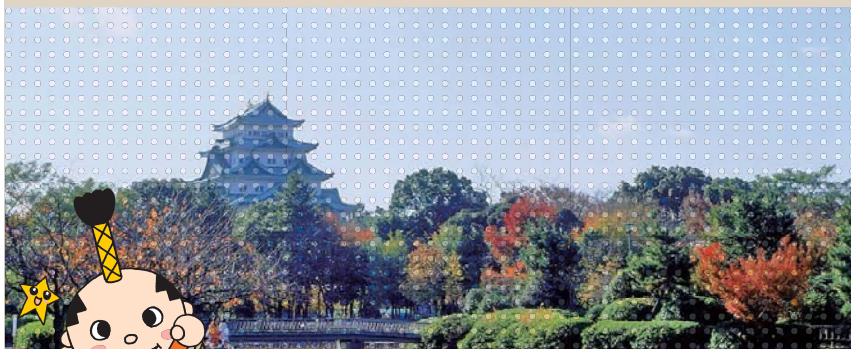
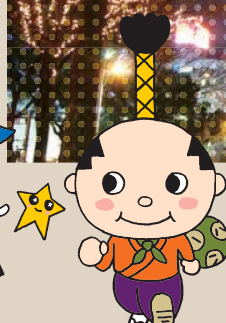


名古屋市 公園経営基本方針



公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する
～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～



～ 目 次 ～

はじめに	2
公園経営基本方針の体系図	4
第1章 公園経営の必要性	6
1 公園の役割	6
2 名古屋市における公園行政の変遷	8
3 公園経営が必要とされる背景	10
4 これからの公園行政がめざす方向	13
第2章 公園経営のあり方	14
1 基本理念	14
2 めざす公園像	15
3 公園経営の3つの視点	18
4 市民・事業者・行政の役割	21
第3章 公園経営の推進策	22
1 基本プロジェクト	22
2 取り組みの指針	25
3 制度整備の方策	42
第4章 公園経営の展開	52
1 公園経営の流れ	52
2 公園経営の展開手順	53
資料編	54
1 策定の経緯	54
2 策定体制	55
3 市民アンケートの結果	56
4 事業者ニーズ調査の結果	59
5 【参考資料】地域まちづくり団体による公共空間活用の可能性	63
6 用語説明	66

はじめに

「市民の皆さま、公園を気軽に使っていますか？」

名古屋市には、平成 23 年 4 月現在、1,410 か所、総面積 1,248ha（市域面積の約 4%）もの都市公園が整備されています。

本市が最初に設置した公園は、明治 42 年設置の鶴舞公園であり、その後 100 年以上にわたる歴史の中で、先人たちのたゆまぬ努力によって多くの公園が生まれてきました。これらは、大都市名古屋に緑豊かな空間をもたらし、市民生活にうるおいと安らぎを与え、憩いや遊び、スポーツ、自然とのふれあいの場を提供する市民の皆さまの大きな資産となりました。

本市では、これまで、市内全域を対象に公園の配置計画を決定し、その整備と維持管理に努めてきましたが、厳しさを増す財政状況を考えると、新たな公園整備や維持管理の充実は、容易に実現しにくい状況となっています。

一方、社会情勢に目を向けると、人口減少や少子高齢化といった、時代の大きな変化にともない、ゆとりや心の豊かさの実感、都市のブランド力の向上、自然との共生といった成熟社会の実現が求められるようになりました。また、都市化にともない、地域コミュニティにおける人々のつながりの希薄化が心配されますが、ボランティア活動や社会貢献活動といった形で、地域のまちづくりに積極的な市民や事業者の方々も見られます。

こうした中、市民の皆さまに一番身近な公共施設である公園について、これまでの歴史を踏まえながら、改めて名古屋の公園のあり方と今後の利活用の可能性について考えるべきと判断いたしました。そこで平成 22 年 9 月、名古屋市緑の審議会に「公園経営について」を諮問するなど、市民の皆さまに楽しんでもらえる公共施設として今後の名古屋の公園のあり方、管理運営のあり方を「公園経営」をキーワードに検討し、今回、「名古屋市公園経営基本方針」を策定する運びとなりました。

この公園経営基本方針は、「公園経営の必要性」を整理し、「公園経営のあり方」「公園経営の推進策」「公園経営の展開」など、本市における公園経営の基本的な方向性を示しています。

本市では、従来「公園施設の整備と維持管理」を重視してきましたが、今後はこれにも増して、公園を市民の皆さまの重要な資産としてとらえ、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、経営的な手法で公園を最大限に利活用していく「公園経営」の考え方で、公園の利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップをめざしていきます。

皆さまとともに、公園から美しく魅力輝く名古屋を創造し「どえらいおもしろいまちなゴヤ」を発信していきたいと思っておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

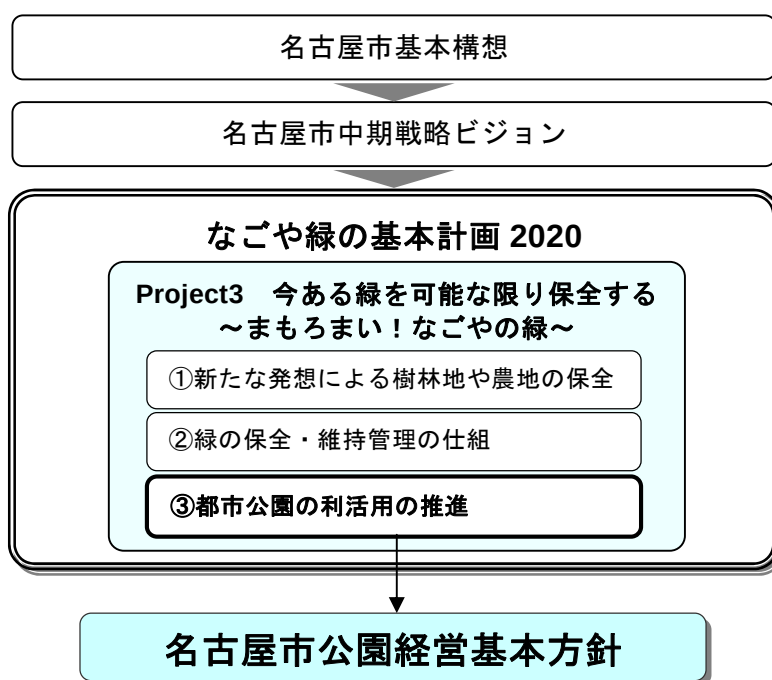
平成 24 年 6 月

名古屋市長 河村 たかし

■基本方針の位置づけ

「なごや緑の基本計画 2020」では、リーディングプロジェクトとして3つのプロジェクトを掲げています。本基本方針は、このうち「Project 3 今ある緑を可能な限り保全する ～まもろまい！なごやの緑～」で位置づけられた「③都市公園の利活用の推進」を実現するため、名古屋市における公園経営の基本的な方向性を示しています。

市では、平成 22 年 9 月、名古屋市緑の審議会に「公園経営について」を諮問し、同審議会公園経営部会の設置及び審議を経て、平成 23 年 12 月「公園経営のあり方」等基本方針に反映すべき事項の中間答申を受けました。本基本方針は、この内容を踏まえ、公園経営の具体的な取り組みの発展につながるよう、基本事項から体系的な整理を行っています。



■公園経営基本方針の位置づけ

公園経営のあり方

基本理念

公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する
～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～

公園経営の3つの視点

視点1

みんなが関わり、Win-Win の
関係で進める公園経営

視点2

公園ごとの特色を育て、
地域に生かす公園経営

視点3

取り組みの効果をつないで、
新しい公園機能を生み出す
公園経営



■市民・事業者・行政の Win-Win の関係

めざす公園像

公園像1

人々をつなぐ公園



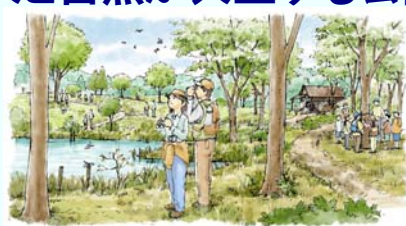
公園像2

名古屋の誇りとなる公園



公園像3

人と自然が共生する公園



「名古屋市の公園経営」とは…

従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方です。

名古屋市においては、市民ニーズを考慮した公園経営を第一とし、公園を「市民の資産」としてとらえ、多くの人々の関わりの中で、市民全体が公園経営の成果を享受できるように「管理する資産」から「経営する資産」へと公園の管理運営のあり方を大きく変革していくものです。

公園経営の推進策

基本プロジェクト

地域の庭プロジェクト

公園を核にした地域コミュニティ活動の推進などによって、公園の利用と愛着を高めます。

にぎわい広場プロジェクト

「にぎわい広場」を設定し、市民・事業者と協働で公園とまちのにぎわいを創出し、名古屋の魅力を高めていきます。

自然の恵みプロジェクト

自然とのふれあいやその恵みを実感できる機会を広げ、生物多様性に配慮した協働管理を推進します。

民間活力導入プロジェクト

民間事業者の事業参画、市民・事業者からの寄附など、公園経営の取り組みへ民間活力の導入を進めます。



東山動植物園における営業施設
(イメージバース)

取り組みの指針

指針1

美しい景観・歴史・文化の活用

指針2

にぎわいの創造

指針3

公園の魅力情報の発信

指針4

公園利用サービスの魅力アップ

指針5

地域の公園の利活用の推進

指針6

公園経営を担う市民・事業者の人材育成

指針7

自然の恵みを楽しむ機会の拡大

指針8

災害対応力の向上

制度整備の方策

方策1

資産運用を推進する体制の構築

方策2

設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度の活用

方策3

公園の品質を高める評価制度の確立

方策4

幅広い寄附制度の展開

方策5

民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発

第1章 公園経営の必要性

1 公園の役割

都市における緑のオープンスペースである公園は、市民の暮らしに様々な効果をもたらしており、その効果は大きく2つの視点で捉えることができます。一つは、公園を休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域のコミュニティ活動等に利用することで市民にもたらされる「利用効果」です。もう一つは、緑に覆われた空間が存在することによって都市機能や都市の環境等が向上する「存在効果」です。

名古屋市には1,410か所、1,248ha（平成23年4月1日現在）の様々な種類の都市公園が設置されています。その一つひとつが、また個々の公園が相互に結びつきながらこれらの効果を発揮し、市民生活を支える重要な環境インフラとなっています。

■名古屋市の都市公園の概要（平成23年4月1日現在）

種類		内容	整備状況
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25haを標準とする。	1,191箇所 264ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2haを標準とする。	99箇所 166ha
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4haを標準とする。	24箇所 139ha （白川公園、土古公園、呼続公園等）
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。	7箇所 226ha （庄内緑地、名城公園、鶴舞公園、荒子川公園、戸田川緑地、猪高緑地、天白公園）
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。	4箇所 72ha （瑞穂公園、新茶屋川公園、日光川公園、稲永公園）
	河川敷緑地	一般の運動などの利用を目的として、広い河川敷にサイクリング、ジョギングなど運動ができる施設をもつ公園をいう。	21箇所 142ha （天白川緑地、矢田川橋緑地等）
特殊公園		動植物公園、大通公園、歴史公園、墓園	6箇所 188ha （東山公園、若宮大通公園、久屋大通公園、宮の渡し公園、松重閘門公園、平和公園）
その他		緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道	58箇所 50ha
合計			1,410箇所 1,248ha

利用効果

休養・休息の場	教養、文化活動等 様々な余暇活動の場	子どもの健全な育成の場・ 競技・スポーツ健康運動の場	災害時の避難場所
			
① 緑に包まれてくつろぐことのできる都会のオアシスとなる。	② 環境教育や文化活動など、様々な活動に開かれた公共空間となる。	③ スポーツ、運動、遊びを通じて子どもの健全な育成、市民の健康づくりの場となる。	④ 大規模震災などにおける大規模発生時に、焼け止まりとなり、延焼を遅らせる。また、災害発生時に避難場所や災害復旧の活動の拠点となる。

存在効果

緑の適切な配置による 良好な街並みの形成  ⑤ 無秩序な市街化を防止し、都市の発展形態を規制・誘導する。	緑陰の提供、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の改善  ⑥ 涼しい木陰の提供や騒音・振動の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染防止などの効果がある。	流出量の調整・洪水の予防  ⑦ 雨水の地下浸透、植物や地表からの蒸発散により、健全な水循環を確保する。
都市景観に潤いと秩序を与える  ⑧ 美しい都市景観を形成し、緑による心理的安定効果を発揮する。	行楽・観光の拠点  ⑨ 歴史的資源と結び付くなどにより、郷土への愛着を育み、観光振興に資する。	生物の生息環境  ⑩ 自然環境を保全し、多様な野生生物の生息・生育環境となる。

2 名古屋市における公園行政の変遷

（１）市民の力と行政の計画の連携により進んだ明治から昭和初期の公園づくり

市設置の第 1 号公園となった鶴舞公園は、現在の博覧会にあたる第 10 回関西府県連合共進会の会場として使用された後、明治 43（1910）年の秋ごろから公園として利用されるようになりました。

大正 8（1919）年に都市計画法が制定されると、市は公園の配置を定めた全国初の総合的な公園計画を樹立しました。この計画に基づく公園整備を推し進めたのは、民間の土地区画整理事業を通じた公園の寄附です。昭和 10 年代までに、30 を超える公園が市に寄附されました。

明治から昭和初期にかけての公園づくりは、まさに市民の熱意と土地区画整理事業を通じた公園の寄附、行政の計画が一体となって成し得たものでした。



第 10 回関西府県連合共進会（鶴舞公園）

（２）戦災復興事業と民間活力の利用による昭和 20 年代の公園整備

第二次世界大戦後、名古屋市戦災復興事業によって、100m 道路として全国に知られる久屋大通・若宮大通の整備、都心部の墓地の平和公園への移転、学校と一体となった公園整備を計画し、戦災復興事業区域内で 215 か所、140.8ha もの公園が整備されることとなりました。公園整備の過程では、民間事業者からの寄附による公園設置など、当時としては画期的な民間活力の導入も行われました。



名城公園のライオンヘルスパーク

（３）市域の拡大、都市化に合わせて急速に公園整備が進んだ昭和 30～40 年代

昭和 30 年（1955 年）と昭和 38 年（1963 年）に周辺町村が名古屋市と合併し、ほぼ現在の市域になりました。合併に伴って行った都市計画により、猪高緑地、荒池緑地、天白公園、明德公園などの大規模緑地・大規模公園が計画決定されました。

また、昭和 48（1972）年に市が発表した「緑のまちづくり構想」によって開発面積の 5%を公園緑地として確保する義務付けがされたため、区画整理事業から 5%の公園用地



久屋大通公園

が提供され、街区公園、近隣公園、地区公園の設置が急速に進みました。

昭和31年（1956年）に都市公園法が、昭和34年（1959年）に名古屋市都市公園条例が施行され、都市公園の設置及び管理に関する基準等が定められ、公園利用の適正化を図る法的基盤が整いました。また、昭和45年（1970年）から「公園愛護会制度」が始まり、身近な公園に対する市民の愛護活動が広がりました。

（４）公園の個性、質を重視した公園整備が進んだ昭和50～60年代

この時代の公園整備の特徴は、量の確保から公園の個性、質を重視した整備への転換にあります。公園と隣接する学校とを一体的に再整備することでコミュニティ機能の増大を図る「学校公園」、公園の個性を生かし伸ばす「ユニーク公園」、住民参加による「みんなのアイデア公園」、花の名所を充実させる「花の名所公園」からなる「特色ある公園づくり」など、多様な事業を展開しました。



全国都市緑化なごやフェア
（昭和63年 名城公園）

（５）公園管理におけるパートナーシップ（協働）の進展

平成の時代に入ると、予算の減少、都市計画決定から40～50年を経過した長期未整備公園・緑地の問題、長年にわたり整備した膨大な公園の維持管理など、新たな課題が顕在化しました。これらの課題への対応に大きな力を発揮しはじめたのが「パートナーシップ（協働）」による事業の推進です。

長期未整備公園・緑地の問題に対応するため、市では都市計画公園・緑地の区域内にある民有樹林地を借用し、市民協働で樹林の保存と活用を推進する「オアシスの森づくり」事業を開始しました。また、従来の公園愛護会の活動をさらにきめ細かく幅広い活動とする「公園特定愛護会制度」（平成9年度～）に加え、市との協働をより積極的に推進する「緑のパートナー制度」（平成16年度～）をスタートさせました。

市民・事業者・行政のパートナーシップによる多様な緑を育む活動は「なごや緑の基本計画2020」（平成23年3月）においても、更なる発展が目標となっています。



オアシスの森づくり

3 公園経営が必要とされる背景

(1) 社会が望むサービスの多様化

平成 22 年に実施した「平成 22 年度第 5 回ネット・モニターアンケート」¹では、市民の公園に求めるサービスの多様化があらわれています。今後、大きな公園にあったらよいと感じるサービスについては、飲食店（39.7%）や自動販売機（30.6%）などの飲食サービス、コンビニエンスストアなどの小売店（35.2%）、乳幼児の授乳やおむつ交換、休憩などに利用できる親子コーナー（33.1%）に高いニーズが寄せられています。また、もっと自由、快適、安全に公園を利用できるようにするために、現在公園で禁止されている行為のうち、フリーマーケット・野菜市・物産市などの物販市（78.3%）、飲食物・お土産などのワゴン販売（48.8%）、大道芸（41.2%）などが、一定の条件のもとで認めてよいとの結果が出ています。

市は都市公園法などに基づいて施設の管理を適切に進めていますが、公園の利活用に関する規制や取扱いが画一的、制限的なため、より自由度を求める市民ニーズに対応し、市民や事業者の活力を生かしたサービスの提供が難しい状況にあります。公園を魅力ある場としていくため、市民からの多様なニーズに応じたさらなる取り組みを進めていく必要があります。

(2) 都市のブランド力として生かされていない公園の力

国際化社会の中で、名古屋市を世界レベルの成熟した魅力ある都市へと成長させていくためには、個々の公園で発揮させるべき役割についても、従来の観念にとらわれることなく見直していく必要があります。

名古屋市は、都市基盤整備が進んだ近代都市として一定の評価を得てきましたが、国際競争力、都市間競争が激しさを増している今日にあっては、さらに、その土地に行かなければ得られない都市固有のブランド力を高めていく必要があります。

世界有数の大都市には、ニューヨークのセントラルパークのように、市民が豊かな時間を楽しみ、その都市の顔となっている公園がありますが、名古屋市においては、都市の魅力向上に寄与している公園が少ない状況にあります。

これからの名古屋のまちが、市民にとって満足度が高く、他都市に住む人から見ても魅力的になるために、公園を積極的に生かし、観光資源として価値に磨きをかけるなど、名古屋のブランド力向上に新たな公園の力を発揮させることが必要です。



ニューヨークのセントラルパーク

(3) 市民生活の基盤として公園が果たすべき役割の増大

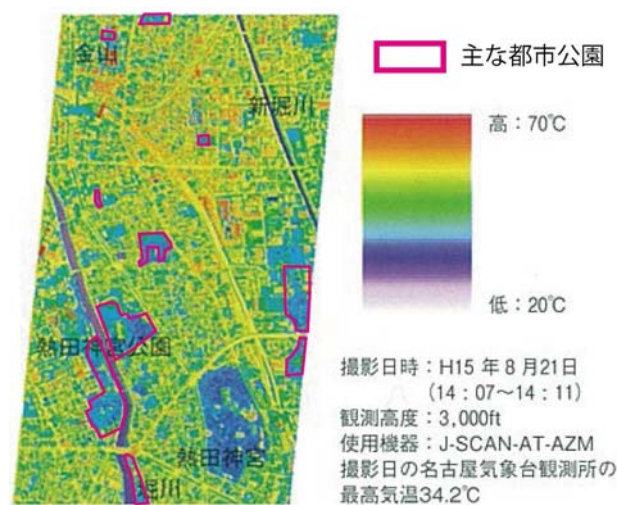
¹ 平成 22 年度第 5 回ネット・モニターアンケート「これからの公園のあり方について(特に利用・活用面から)」 調査期間：平成 22 年 10 月 15 日～25 日、有効回収数：471 人

近年、地球規模で進む温暖化、都市部特有のヒートアイランド現象の深刻化を背景に、クールスポットを形成する公園緑地の存在は重要性を増しています。

自然との共生、環境への配慮が求められる中で、身近な自然や生き物の生息・生育場所の保全・創出も重要となっています。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において公園が災害後の避難・復旧の拠点として機能したことは記憶に新しく、さらに平成23年3月に発生した東日本大震災は、安心・安全な都市づくりを進める上で、改めてオープンスペースの必要性を認識するきっかけとなりました。

都市環境の改善、都市における生物多様性の保全、景観形成、都市の防災力向上など、公園が本来持つ市民生活の基盤としての役割は、ますます重要なものとなっており、これらの機能をさらに維持、向上させていく必要があります。



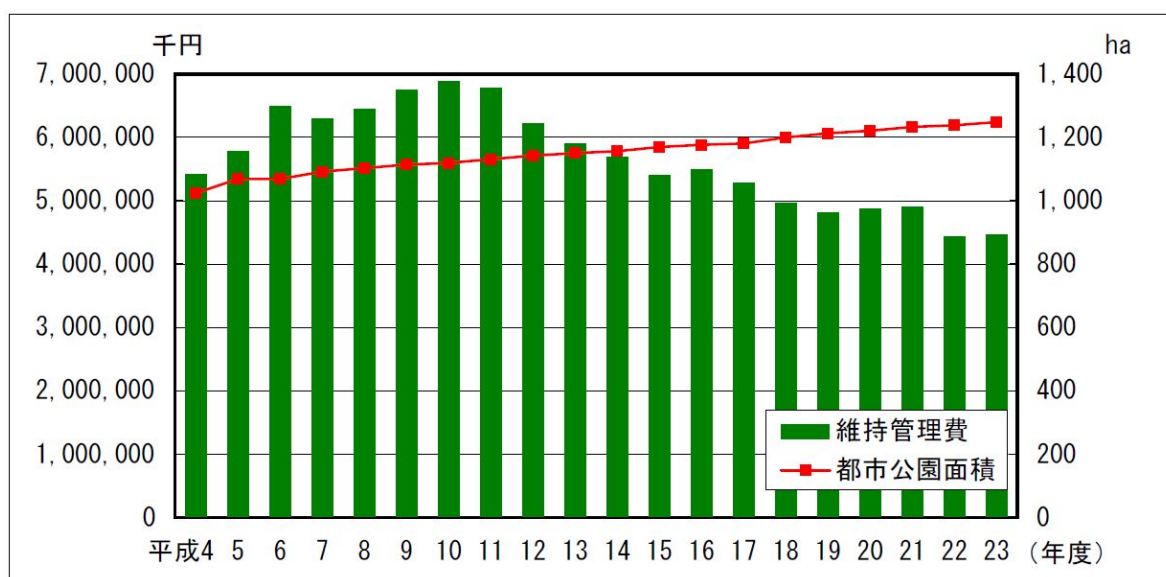
■緑地によるクールスポットの形成

出典)『堀越哲美「緑の読本」2003-2 66、環境コミュニケーションズ』から一部加筆

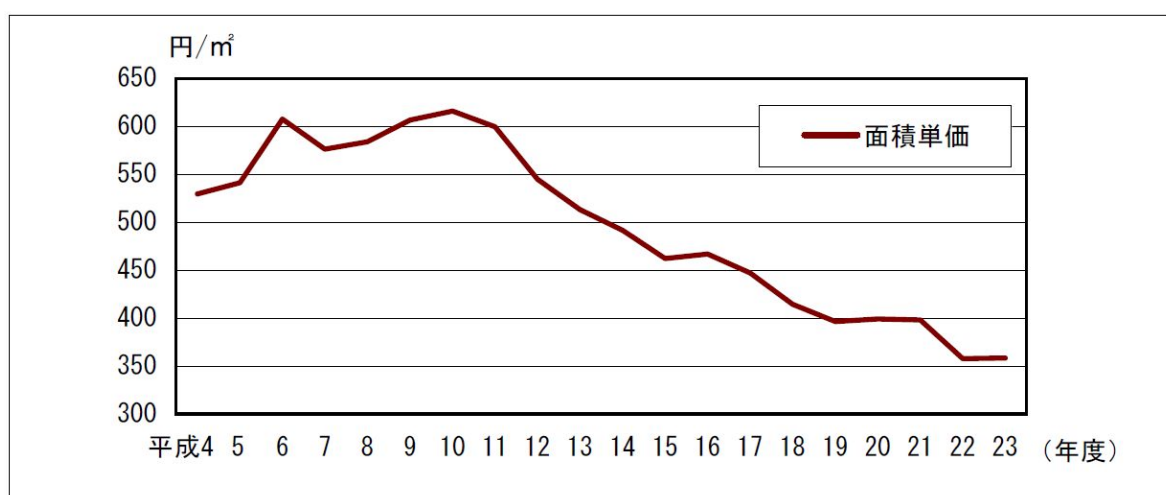
(4) 減少が続く公園施設の維持管理費

市が管理する公園の総面積は、平成4年度から平成23年度までの20年間で、1,024haから1,248haへと224ha(約22%)増加しました。これに対し、公園の維持管理費は、平成10年度をピークに減少傾向が続いており、平成23年度はピーク時と比較して、およそ35%減少しています。この結果、公園1㎡あたりの維持管理費は、ピーク時の平成10年度に616円であったものが、平成23年度には358円に縮減されています。

このように、公園施設の維持管理費の縮減が続く厳しい状況のもと、前述(1)～(3)の課題に対応していくためには、新たな収益確保策や資産運用を積極的に検討していくことが求められています。



■公園維持管理経費と公園面積の推移



■公園維持管理経費の面積単価の推移

4 これからの公園行政がめざす方向

これまでの市の公園行政は、公園を「つくる」こと「守る」ことに重きを置いてきました。一方で、利用者の目線に立って公園を楽しいものにする、まちの魅力やにぎわいの拠点にするといった公園を「育て、生かす」ことに対しては、必ずしも十分な取り組みが行われてきませんでした。

公園を取り巻く社会や市民意識の変化が進み、公園に求められる役割とサービスが多様化する一方、財政状況の厳しさが増す中で名古屋市においても公園の維持管理費は減少が続いています。このため、従来から取り組んできた「公園施設の整備と維持管理」にも増して、市民・事業者のニーズを考慮した「公園経営」に重点を置きかえ、公園の管理運営のあり方を経営的視点で研究して、新たな公園の可能性を考えていくことが求められます。

公園を市民が心から楽しんで利用できるよう、また魅力的なまちづくりにつながるよう、「公園をつくり、守る」から「公園を育て、生かす」、「公園経営」への転換が今こそ必要です。



■「公園経営」への転換

第2章 公園経営のあり方

1 基本理念

名古屋市では、戦前から大規模な公園緑地を配置して、まとまりのある緑を確保してきました。また、戦後は、土地区画整理事業など市民の協力によって多くの公園という資産が生み出されてきました。この結果、市内には 1,410 か所、1,248ha（平成 23 年 4 月 1 日現在）の都市公園が設置されており、市民生活を支える重要な環境インフラとなっています。

これまでも名古屋市の公園は、市民の休養や余暇活動、スポーツレクリエーションなど、日常生活の中で利用され、環境面、防災面でも安全な暮らしを支える重要な社会資本としての役割を果たしてきました。社会情勢が大きく変化し、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する成熟社会の実現が求められる中でも、公園管理の実態は、自由で活発な公園の利活用よりも規制管理の方向性が強く、公園利用者のニーズや価値観とのかい離が見られます。

このため、今後は、従来からの公園に求められる様々な機能をより一層発揮させていくことに加え、公園を「市民の重要な資産」としてとらえ、新たな資産運用の方策に取り組むなど市民全体の利益につながるように、「管理する資産」から「経営する資産」へと管理運営のあり方を大きく変革していく「公園経営」を推進していきます。

名古屋市では、公園経営を「利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方」と定義し、市民・事業者・行政のパートナーシップという原動力を生かして公園経営を具体的に進めるため、公園経営の「基本理念」と「推進の目標」を次のように定めます。

【基本理念】

公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する

～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～

【推進の目標】

- ①おもてなしのサービスを具体化し、公園利用の楽しさと喜びを増やす。
- ②公園という資産の可能性を引き出し「名古屋」の都市ブランド力を向上させる。
- ③地域のコミュニティ、美しい景観、自然の恵みを育むパートナーシップを広げる。

2 めざす公園像

基本理念を踏まえて名古屋市の「めざす公園像」を、以下の通り示します。

公園像1 人々をつなぐ公園

公園像2 名古屋の誇りとなる公園

公園像3 人と自然が共生する公園

公園像1 人々をつなぐ公園

公園は、日常の遊びやレクリエーション、散策、休養、災害時の避難場所などの利用に加え、地域住民が多様なコミュニティ活動を営む拠点であり、地域の祭りや様々な催しに活用されてきました。また、名古屋市の公園では、公園愛護会、緑のパートナー制度、オアシスの森づくり事業など、市民が参画して公園を管理する活動も長年にわたり継続されています。

しかし、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化、公園利用者のニーズとのかい離などを背景に、公園は必ずしも市民の暮らしに十分生かされなくなっています。

今後は、地域社会が求める多様なニーズに応じて、市民・事業者・行政の協働により、共に公園の利活用に取り組み、満足度の高い公園サービスを実現していきます。人と人がつながり、楽しさと愛着を実感できる地域の庭のような公園をめざし、市民・事業者のニーズ、アイデアの活用や、地域の主体的な活動の促進を、それぞれの地域や公園の特性に応じて柔軟に進めていきます。



公園像 2 名古屋の誇りとなる公園

公園は、道路や河川、文化財などの公共財であるとともに、都市の風格づくりやイメージアップ、観光振興などに資するものであり、都市の印象や個性を表す都市の顔としての役割があります。

世界有数の都市の多くでは、そのまちを代表する公園が、市民や内外からの観光客をひきつけ、その都市固有の魅力として存在しています。名古屋市においても、主要な公園である久屋大通公園や名城公園、東山公園などは、交通の便が良い立地に広い空間を持ち、テレビ塔や名古屋城、動植物園といった特色ある施設を有していますが、人々が豊かな時間を過ごせるような雰囲気や、名古屋の誇りとして観光客にアピールできる個性が不足しており、公園の資産に磨きを掛けていく必要があります。

今後は、名古屋独自の歴史や文化、風土、伝統、祭り、イベントなど、まちの魅力を実感できる空間として、あるいは美しいまち並みを印象づける花と緑の空間として、名古屋市民だけでなく、日本中、世界中から名古屋を訪れるあらゆる人々に親しまれ、利用されるようにします。そして、名古屋の都市ブランド力を高め、世界に向けて輝く公園となることをめざします。



公園像3 人と自然が共生する公園

公園には、美しい緑の景観形成、多様な動植物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場、ヒートアイランド現象の緩和など、安全で良好な都市環境を形成し、維持する役割があります。

名古屋市には、相生山緑地、猪高緑地など、まとまりのある樹林地を含む公園や、白川公園を始め都心に大規模なオープンスペースを提供している公園が数多くあります。生物多様性を支える重要な自然環境としての役割、また緑がもたらす様々な環境改善効果を、名古屋市ではこうした公園緑地で担っています。しかし、市民が自然環境の大切さを実感する機会は一部にとどまっています。

今後は、公園緑地の配置ネットワークを生かしながら、より一層、人と自然が共生する安全で良好な都市の環境基盤として、その役割を発揮させていきます。また、市民・事業者との協働を広げながら、自然とのふれあい活動や生物多様性に配慮した管理を進め、自然に恵まれた公園を市民の資産として生かしていきます。



3 公園経営の3つの視点

「めざす公園像」の実現に向けて、次の3つの視点を公園経営の原則として位置づけ、具体的な取り組みを推進していきます。

- 視点1 みんなが関わり、Win-Winの関係で進める公園経営
- 視点2 公園ごとの特色を育て、地域に生かす公園経営
- 視点3 取り組みの効果をつないで、新しい公園機能を生み出す公園経営

視点1 みんなが関わり、Win-Winの関係で進める公園経営

市民・事業者・行政のパートナーシップによって公園経営に取り組んでいくために、それぞれにとってメリットが感じられる「Win-Winの関係」を構築し、多様な参加機会を創出していきます。

公園は、市から市民に向けて一方的にサービスを提供するだけの場ではありません。公園経営には行政だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画し、それぞれが持ち味を発揮していくことによって、地域の活性化や交流・文化の場として公園を活用することができます。このような観点から、市民・事業者・行政の参加、協働による公園経営を進めていきます。



■市民・事業者・行政のWin-Winの関係

視点2 公園ごとの特色を育て、地域に生かす公園経営

名古屋市には、鶴舞公園、戸田川緑地のように大きな公園から、身近にある街区公園のような小さな公園まで、様々な規模の公園があります。また、久屋大通公園のような都心の公園から、住宅地の中にある公園、相生山緑地のようなまとまりのある樹林地を含む自然豊かな公園まで、多様な立地特性があります。さらに、周辺の道路や河川、文化施設、学校教育施設等との関係性、地域の歴史や風土なども公園ごとに異なり、それらに応じて公園と地域コミュニティとのつながりや、公園利用者の特性、ニーズも異なります。

これまでの公園管理においても、公園ごとの特色はある程度考慮してきましたが、これからは、公園ごとの特色を、地域とのつながりやニーズを考慮しながら個性として育て、地域のまちづくりや魅力づくりに公園を生かしていきます。

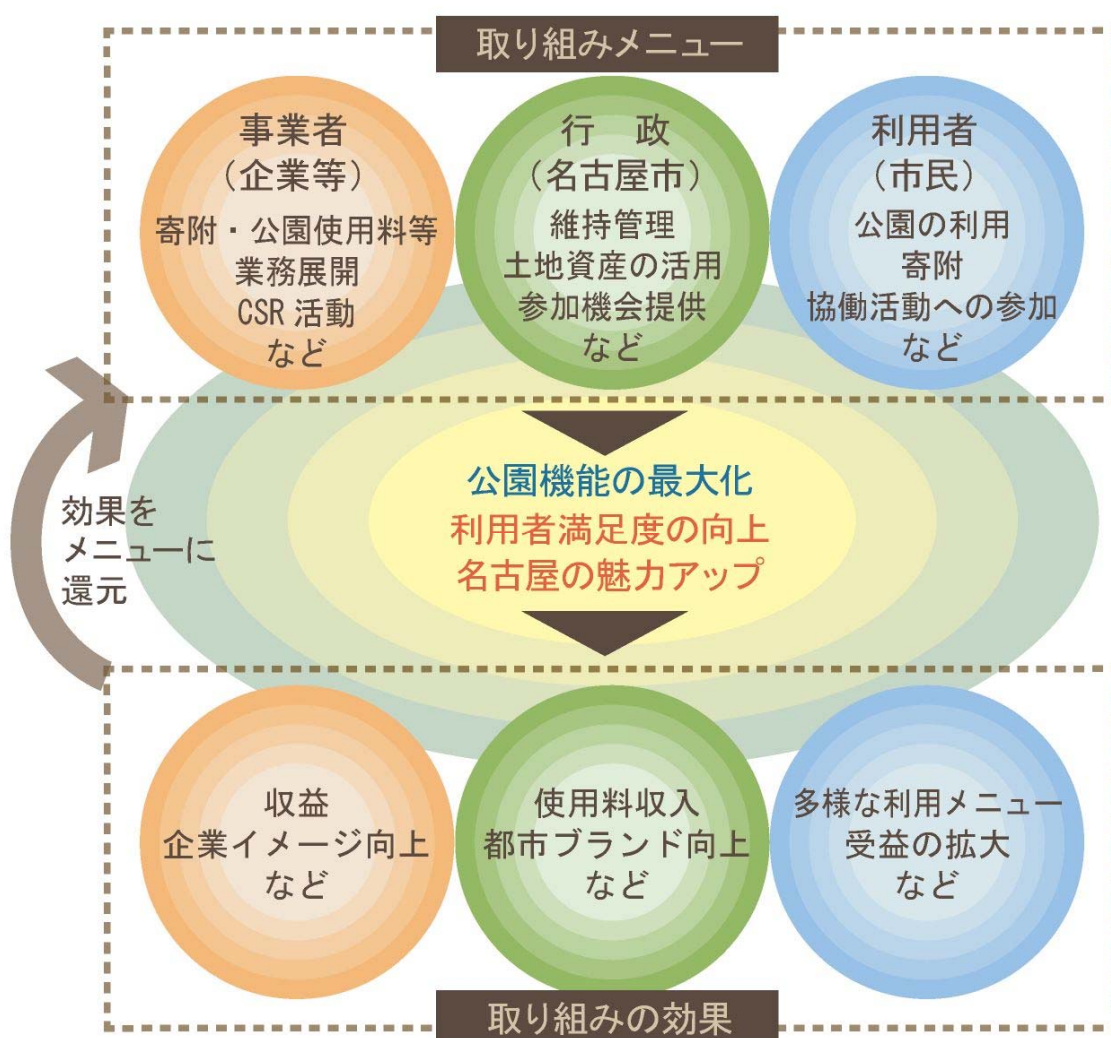


■公園の特性の整理（例）

視点3 取り組みの効果をつないで、新しい公園機能を生み出す公園経営

公園経営を通じて、市民・事業者との協働により、そのアイデア・発想を生かしながら、それぞれの公園にふさわしい取り組みを積み重ねていくことで、結果として新たな公園の機能（公園によってもたらされる様々なサービス）を生み出していきます。

また、一つひとつの取り組みの効果を次の取り組みの実施に結びつけるなど、全体としてつながりのある形で公園機能を成長させていくという考え方が大切です。特に、取り組みの効果として収益（対価）が期待できる場合には、その収益を利用者へのサービスとして還元することによって、利用者のさらなる増加や公園の魅力向上につなげていきます。



■取り組みメニューと効果のつながり

4 市民・事業者・行政の役割

公園経営を進めていく上で、市民・事業者・行政は次のような役割を果たしていくことが求められます。

○市民の役割

市民は、公園を自分たちの資産として関心を持ち、日々の暮らしの中で公園に親しみ、積極的な利活用を通じて地域への誇りと愛着を持つことが望まれます。遊びや休養、スポーツなどライフスタイルに合わせて公園を利用し、楽しさと喜びを実感するほか、イベントやワークショップへの参加、愛護会活動や森づくり活動など、公園で展開される様々な取り組みに参加することで、公園の成長にも貢献していくことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、住民の一員として地域の公園に関心を持つとともに、ビジネスチャンスや社会貢献活動の機会として公園の利活用の可能性を検討し、質の高いサービスの提供者やまちづくり、公園づくりのサポーターとして公園経営の取り組みに参画することが求められます。また、祭りやイベントの開催、新たな魅力向上策の提案など、名古屋を活性化させる創造的な活動でも活躍することが望まれます。

○行政（公園管理者）の役割

市は、都市公園法に基づく公園管理者として公園の整備、管理に努めることが求められます。その上で、公園経営を進めるために必要な体制の整備、規制緩和や民間の参入機会の確保など市民・事業者の参画に関する仕組みづくりを進めることが必要です。

さらに、まちや公園の魅力向上、利用者満足度の向上を図るため、地域や公園の特性、利用者ニーズに応じた管理運営の目標を設定し、事業の評価・見直し、改善に取り組む必要があります。

第3章 公園経営の推進策

1 基本プロジェクト

これからの「めざす公園像」の実現に向けて、公園ごとの特性に応じた具体的な取り組みを進めることが求められますが、ここでは、名古屋市の公園経営を推進していくにあたり、柱となるテーマを「基本プロジェクト」として設定します。

(1) 人々をつなぐ公園へ「地域の庭プロジェクト」

公園を核にした地域コミュニティ活動の推進、多様な市民参画の拡大、公園を楽しく活用する人材の育成などによって、公園の利用と愛着を高めます。

●公園を核にしたコミュニティ活動の推進

花咲かせ活動（「ボランティア花壇」「スポンサー花壇」）などを展開し、地域の人々や事業者等をつないで、公園と地域の魅力づくりを推進します。



（2）名古屋の誇りとなる公園へ「にぎわい広場プロジェクト」

イベント需要の高い公園に「にぎわい広場」を設け規制緩和を行うなど、民間活力を発揮しやすい状況を整えて、公園とまちのにぎわいを創出します。

●「にぎわい広場」の制度設計

公園としての公益性の確保に配慮しながら、民間活力によるイベント活性化を図るため、規制緩和と利用ガイドラインの整備を進めます。



（3）人と自然が共生する公園へ「自然の恵みプロジェクト」

自然の恵みを実感できる機会を広げていくとともに、市民・事業者・行政による生物多様性に配慮した協働管理を推進していきます。

●自然の恵みを楽しむ活動の推進

公園ごとの自然の恵みを実感できる機会を広げ、身近な自然を保全・育成する協働活動への市民・事業者の理解と参画の拡大を図ります。



(4) 公園経営の原動力へ

「民間活力導入プロジェクト」

民間事業者の事業参画、市民・事業者からの寄附やサポーター参画など、民間活力の導入によって、利用者満足度の高い公園サービスを提供します。

- 民間活力による公園利用サービスの魅力アップ

- 幅広い寄附制度の展開

- 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発

公園の魅力を共に育てていくため、市民・事業者の参画、支援を活用していくための仕組みづくり、制度の充実を進めていきます。



東山動植物園における営業施設
(イメージパス)



公募により公園内に設置された飲料自動販売機



「思い出ベンチ」の寄附（東京都）



スポンサー花壇（神戸市）

2 取り組みの指針

名古屋市の公園経営を進めていくため、具体的な取り組みについて8つの指針を定めます。公園毎の特性に応じて必要な指針を選択し、組み合わせの相乗効果を検討しながら展開していきます。

8つの指針	主な取り組み
指針1 美しい景観・歴史・文化の活用	① 写真や絵になる風景づくり ② 歴史・文化の保全と活用
指針2 にぎわいの創造	① 「にぎわい広場」の制度設計 ② 公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理
指針3 公園の魅力情報の発信	① 多様な情報ツールの活用 ② 公園プロモーション
指針4 公園利用サービスの魅力アップ	① 民間活力の導入による魅力的なサービスの提供 ② 公正で安全・快適な利用サービスの提供
指針5 地域の公園の利活用の推進	① 公園を核にした地域コミュニティ活動の推進 ② 多様な市民参画の拡大
指針6 公園経営を担う市民・事業者の人材育成	① 公園を楽しく活用する人材の育成
指針7 自然の恵みを楽しむ機会の拡大	① 自然の恵みを楽しむ活動の推進 ② 生物多様性に配慮した協働管理の推進
指針8 災害対応力の向上	① 安全性の確保 ② 非常時における災害対応力の向上

指針 1 美しい景観・歴史・文化の活用

樹木がのびのびと育ち、四季の花々が人々の目を楽しませる公園は、まちの中に緑豊かな美しい景観を形成します。また、名古屋市公園の中には、400年以上にわたる城下町・名古屋の歴史を通じて育まれた様々な資源が含まれています。これらの美しい景観・歴史・文化の資源を、市民とともに積極的に保全・活用する取り組みを進め、地域の魅力や誇りとして実感できるようにしていきます。

1-① 写真や絵になる風景づくり

人々が公園の美しさとうるおいを実感することができる写真や絵になる風景づくりを進めます。公園に本来求められている美しい景観は、一朝一夕では出来ないことから、公園毎の管理運営の目標の中に、景観デザインに関する方針（デザインガイドライン等）を定め、これを利用者や地域住民と共有して継続的に協働していくことが大切です。また、公園における景観デザインは、まちの印象や景観形成にも大きく影響することを念頭において、公園から周辺へと良好な景観を波及させていくことが重要です。そのため、公園の特性に応じた景観形成の目標を定め、植栽管理、施設管理等を進めるとともに、優れた景観ポイントや眺望地点などを選定し素晴らしい景観を協働で守り育てていくなど、美しい景観形成に向けた取り組みを進めます。



名城公園



久屋大通公園

1-② 歴史・文化の保全と活用

市内の公園には、それぞれの地域の特長を表す歴史的資源や彫刻、日本庭園など文化的な施設が数多く存在しています。これらの中には、活用の工夫によって、公園やその地域の新たな魅力となる可能性を秘めているものもあります。

文化財・景観・歴史まちづくりの施策等との連携を図りながら、資産としての保全・活用のあり方を、公園毎の管理運営の目標の中で明らかにして施設の維持管理にあたるとともに、案内板やパンフレット、ホームページ、イベント等でその価値と魅力の普及啓発に努めます。また、歴史・文化的な魅力を詳しく、わかりやすく、楽しく伝えていくためのガイドボランティアを育成し、地域への愛着と公園文化の醸成へとつなげ、人々が名古屋独自の歴史・文化を身近に感じ、親しみを持てるような取り組みを進めます。



温室（東山植物園）



宮の渡し公園

指針 2 にぎわいの創造

海外の都市の中には、市場が開かれたり、祭りの舞台となったりする広場がまち中にあり、にぎわいを創出しているところがあります。わが国でも、都市公園の創始期には人々が集まる「遊観の場」を公園としてきた流れがあり（明治6年、太政官布達第十六号）、公園がまちのにぎわい拠点としての役割を担ってきました。

名古屋市には、久屋大通公園や名城公園、鶴舞公園など、都心部に市民が多く集える公園があります。イベント需要の高い公園に「にぎわい広場」を創造し、必要な規制緩和と利用ガイドラインの整備など民間活力を発揮しやすい状況を整え、更なるイベントの活性化により公園とまちのにぎわいを創出し、名古屋の魅力を高めていきます。

2-① 「にぎわい広場」の制度設計

「にぎわい広場」では、民間活力の活用を具体化するために必要な規制緩和と利用ガイドラインを整備します。イベント主催者等の名称表示や利用許可に関する基準の見直しなど、事業者等がイベント開催を進めやすいようにルールを明確にします。また、広場利用に係る料金等についても資産の有効活用の観点で見直しを行い、イベント収益の一部を公園サービスとして還元する仕組みを検討します。制度設計にあたっては美しい景観の形成や憩いの場の提供など、公園に求められる様々な機能とのバランス、公共空間の独占的利用に対する一定の公益性の確保に配慮します。



栄ミナミ音楽祭（矢場公園）



GREEN TOKYO ガンダムプロジェクト（都立潮風公園）

写真：公益財団法人東京都公園協会提供

2-② 公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理

誰もがいつでも自由に快適に利用できるようにするため、都市公園条例等によって、利用に際して必要な禁止事項や制限を設けています。これにより、公益性の確保など適正な公園利用を図っているところですが、地域のにぎわいや公園の魅力アップにつながり、都市公園事業に寄与するものと認められる催し等については、取り扱いの基準等の見直しを進めます。



アートマーケット（都立井の頭公園）



大道芸（都立井の頭公園）

指針 3 公園の魅力情報の発信

名古屋市の公園には多くの魅力があるにもかかわらず、それらが市民や事業者 zu 十分伝わっていない現状があります。市民、事業者の公園への理解を高め、実際に公園を訪れ、利用してもらうため、年代や属性の違う利用者層に応じて、魅力が感じられる公園の情報を、対象利用者層が受け取りやすい方法によって発信していきます。

また、事業者や全国の人々に対して、メディアを効果的に活用しながら名古屋市の公園に関するプロモーションを行うことにより、名古屋のイメージアップやイベントPR等を通じた観光振興を図ります。

3-① 多様な情報ツールの活用

遊具コーナーの情報やオムツ替えができるトイレの情報、バリアフリー経路の情報など、利用者層のニーズに合わせて発信する情報を整理します。また、市の広報媒体、ホームページ等を通じた公式情報の発信のほか、タウン誌やフリーペーパー、ソーシャルネットワークサービスの活用について、情報提供のアプローチ等可能性を検討し、各世代になじみやすい情報提供を工夫して進めます。

特に、電子看板（デジタルサイネージ）や携帯端末を介した情報提供については、即時性や地理案内を始め民間の事業開発が進んでいる状況があり、これらの活用に向け検討し、公園や周辺利用者への情報サービスの向上を図ります。



デジタルサイネージ（名古屋工業大学）



携帯端末による情報提供
（東山動植物園）

3-② 公園プロモーション

より多くの人々に名古屋市の公園を知ってもらうため、公園のPRを全国に向けて行います。例えば、映画やドラマなどの撮影を誘致・支援するフィルムコミッション事業への協力や、公園に関するキャラクターを作成し、キャラクターセールスを行うなどの展開を図ります。

また、複数の公園をネットワーク利用してもらい新たな魅力を感じてもらうスタンプラリーのイベント企画など、公園プロモーションを戦略的に行います。



なごやの公園スタンプラリー（ランの館）



鶴舞公園 100 周年記念事業植樹式
（鶴舞公園）

指針 4 公園利用サービスの魅力アップ

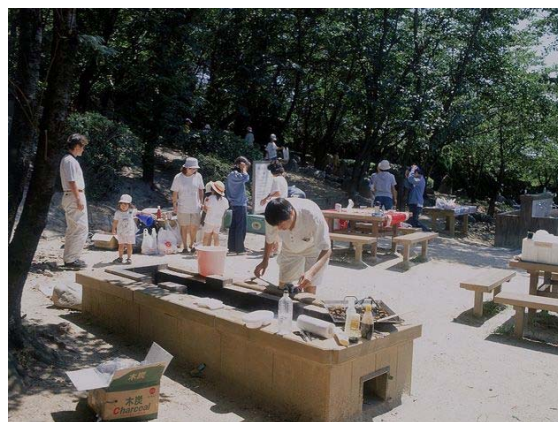
公園の利用を促進していくため、市民が公園を利用したいと感じられるサービス提供を利用者の視点に立って進めます。公園の特性によっては飲食物の提供やスポーツ施設の設置、駐車場サービスの適切な提供などは、公園の利活用の幅を広げ、利便性の向上につながることを期待できます。景観形成など公園に求められる様々な機能との整合を図りながら、効率的で質の高いサービスを提供するために、積極的に民間活力を導入していきます。

4-① 民間活力の導入による魅力的なサービスの提供

公園利活用の幅を広げ、魅力的なサービスを提供するために、民間のノウハウと活力を導入する取り組みを進めます。設置管理許可制度や公募方式などを活用しながら具体的な事業展開を図り、カフェや自動販売機、売店等による飲食や物品販売のサービス、ランニングやウォーキング等のスポーツ利用に関するサービス、デイキャンプやペット同伴等の公園利用サービスなど、市民の様々なニーズに応じたサービスの提供を進めていきます。



カフェ（富山県富岩運河環水公園）



デイキャンプ場（明が丘公園）

4-② 公正で安全・快適な利用サービスの提供

公園は、利用者にとって安全で快適な場所となることが重要であり、そのためには、全ての利用者に対して公正にサービスを提供していかなければなりません。公園施設の利用状況を十分に踏まえ、サービスの改善を進めます。

現在、市内の公園には多様な形態の駐車場があります。一部の公園では、公園利用者ではない人による不適切な駐車場利用の実態があり、現場管理上も対応に苦慮するケースがあります。これらの現状把握と、民間コインパーキング等で見られるような最新の駐車場管理システムの技術や、民間事業者のニーズについて調査・研究を進めます。その上で、立地特性や受益者負担の視点に立ってサービス提供の考え方を見直し、公正なサービスを効率的に実現する駐車場管理のあり方を検討します。



スポーツレクリエーション情報システム



コインパーキング（各務原市 学びの森）

指針 5 地域の公園の利活用の推進

市民に身近な公共施設である地域の公園は、日常生活に安心と豊かさをもたらすことができる存在で、市民をつなぐ「地域の庭」として、人々から愛され、積極的に地域に利活用されることが望まれます。

そこで、その地域や公園の特長を生かしながら、市民・事業者・行政が協働して公園の利活用の幅を広げていくことによって、公園利用の満足度向上と地域の魅力アップにつなげていきます。また、公園を核にして、多様な人々のつながりをデザインする取り組みを通じ、地域の公園利活用を推進していきます。

5-① 公園を核にした地域コミュニティ活動の推進

地域のきずなと活力を高めるため、公園を拠点にした地域コミュニティ活動をデザインする取り組みを推進します。例えば、愛護会など市民活動の活性化策の実施、市民・事業者・学校等の参画、協働による花咲かせ活動（「ボランティア花壇」「スポンサー花壇」など）の展開、公園に関するワークショップの開催など、ソフト面の取り組みを充実させていきます。

また、公園の美化活動や花や緑に関するもののほか、ラジオ体操やダンスなど手軽なスポーツ活動、子ども会や子育てグループの活動、地域のお祭りや盆踊りなど、公園を核とした多様な地域コミュニティ活動を促進し、公園を愛する地域コミュニティと公園管理者が一緒になって公園の魅力向上をめざし、協働していきます。



公園愛護会による花壇づくり
（台町ふれあい公園）



紙芝居みどり劇場（新海池公園）

5-② 多様な市民参画の拡大

公園を市民の重要な資産としてとらえ、市民全体が公園経営の成果を享受できるようにするためには、幅広い世代、多様な人々の参画を促すことが大切です。なかでも、次世代を担う子どもや青少年が、公園でのびのびと遊んだり、学んだり、地域社会に関わることは、彼ら自身の貴重な経験と公園への愛着につながり、同時に、彼らの自由な発想や行動力が、新たな公園の魅力の創造をもたらす可能性を持っているため、参画を進めていきます。

また、公園経営のすべてを行政主体で担うことにとられず、地域のエリアマネジメント組織が成立するようなところでは、管理運営の大半についてその組織が主体となってこれを担うなど、地域が中心になった公園経営のあり方を新たに進めていきます。



子育て支援公園づくりのワークショップ
(柳原公園)



ひまわり展 (久屋大通公園)

指針 6 公園経営を担う市民・事業者の人材育成

公園経営には、公園を支え、その魅力向上につながるボランティア活動や社会貢献活動などに取り組む市民、事業者の存在が不可欠です。公園の楽しさや魅力は、整備の段階でどのようなものをつくるかということも大切ですが、開園後の公園がどのように管理運営されるかによって大きく変わってきます。地域社会全体で公園を育てその利益を享受していくため、公園経営の取り組みを担う市民・事業者を発掘しその育成を進めます。

6-① 公園を楽しく活用する人材の育成

公園経営には、従来の「公園管理者が施設を管理し、市民が利用する」という関係の間に、「市民・事業者が公園経営に参画し、公園での活動プログラムの企画者や実施者となって楽しく活用する」という関係を組み入れていきます。

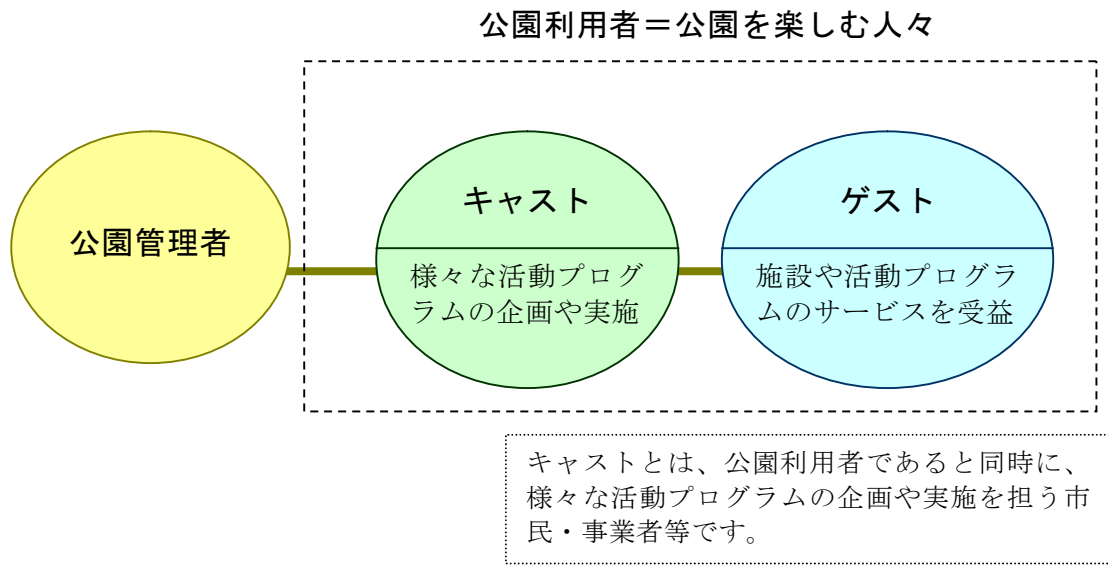
市民・事業者の活動を、多くの公園利用者の楽しさやまちの魅力にもつなげる効果的なものにしていくため、活動に関わる人々を対象に、公園に関する基礎知識（公園に求められる機能、公益性、安全性等）を学ぶ機会や、相互交流の機会を設けるなど、活動意欲の向上とスキルアップを促す人材育成の取り組みを推進していきます。



森づくり講座（戸田川緑地）



なごやの森づくりパートナーシップ連絡会



■公園を楽しく活用する「キャスト」のいる関係

参考文献：山崎亮著「コミュニティデザイン 人がつながるしくみをつくる」

指針 7 自然の恵みを楽しむ機会の拡大

公園は、樹林地、草地、ため池、湿地など、様々な自然的要素で構成されており、都市環境の改善に役立つとともに、市民の自然とのふれあいの場、自然環境教育の場として重要な役割を担っています。

身近な自然を保全・育成し、市民が自然の恵みを実感できるようにしていくため、公園での環境学習プログラムや自然とのふれあい活動を促進するとともに、樹林地やため池、湿地など貴重な自然環境を保全し、生態系の特徴に応じた適切な維持管理を行うなど、生物多様性に配慮した公園づくりを進めます。

7-① 自然の恵みを楽しむ活動の推進

自然や環境問題に対する理解や関心を高めるため、身近な自然とふれあい、その恵みを実感できる機会を広げていきます。

このため、公園ごとの自然の特長を明らかにし、地域住民にその資源に対する理解と愛着を感じてもらえるような情報発信のほか、身近な自然を保全・育成する協働活動への市民・事業者の参画を促進する取り組みを進めます。

また、市内の一部では、既に市民団体等との協働によって森づくり活動、湿地の保全活動等が実施されています。市民参画の協働の取り組みを通じて得られる収穫物、間伐材、木加工品等の取り扱いについてのより一層の有効利用の考え方、ルール等を整理し、市民団体等の活動意欲の促進や市民理解の拡大を図ります。



『いたかの森 棚田・田んぼ』での稲刈り
(猪高緑地)



落ち葉かき（日進市）

7-② 生物多様性に配慮した協働管理の推進

公園内に残された自然を守り、より質の高い緑へと育てていくため、個々の公園の自然環境、生態系の特性を踏まえた維持管理を行います。生物多様性保全に向けた具体的な取り組みにあたっては、協働する市民・事業者・行政との間で、樹林地や水辺の植生管理等の目標を定め、管理方針など一定のルールを共有します。



大根池の池干し（天白公園）

写真：なごや生物多様性保全活動協議会提供



棲息生物調査（大高緑地）

指針 8 災害対応力の向上

公園は、地域コミュニティの中心的な公共施設であり、災害時には避難場所となるなど重要な役割があります。そのため、市民生活の安全を支える基盤として、公園配置ネットワークと公園自体の安全性を確保していきます。また、災害発生時の避難者の誘導や防災施設の利用等について、いざというときに地域防災計画に基づいた円滑な対応ができるよう、市民、事業者、関係機関との連携を進めます。

8-① 安全性の確保

公園は、震災時には避難場所や延焼防止等の防災機能を果たし、物資集積の基地や仮設住宅の建設地等として活用できる重要な施設です。名古屋市の公園配置ネットワークを活用し、都市防災の観点で公園ごとに求められる機能を確保していきます。また、公園そのものの安全性の確保についても大切です。施設の安全点検、異常箇所通報など市民・事業者の協力を得ながら進めていきます。



災害時対応井戸（川名公園）



公園遊具の点検（松坂公園）

8-② 非常時における災害対応力の向上

災害発生時に公園の防災機能が最大限発揮されるようにするため、避難場所・広域避難場所に指定された公園においては、地域防災計画に則った対応が速やかになされるよう、平常時から関係機関との連携、情報共有、訓練に取り組みます。また、事業者との協力関係の構築を図り、災害対応力の向上に努めます。



ヘリポート（稲永東公園）



公園での防災訓練（日光川公園）

3 制度整備の方策

公園経営に関する具体的な取り組みを効果的に展開していくために必要となる、市の体制づくりや制度設計等について5つの方策を定めます。これらは、公園経営の推進力につながる事項で、具体的な実施手法を検討し、公園経営の推進環境を整えていきます。

5つの方策	主な取り組み
方策1 資産運用を推進する体制の構築	① 資産評価と運用方策の研究 ② 公園経営意識の共有 ③ 組織体制の整備
方策2 設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度の活用	① 民間活力の活用に向けた制度の活用 ② 民間事業者の創意工夫を引き出す制度の充実 ③ 公募方式の活用
方策3 公園の品質を高める評価制度の確立	① 特長を引き出す評価手法の整備
方策4 幅広い寄附制度の展開	① ふるさと寄附金（納税）の活用 ② 公園を育てる基金の設置
方策5 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発	① 民間サポーター、協賛スポンサー事業の展開 ② 「寄附者表示」の基準緩和と公園事業に資する「広告掲示」基準の整理

方策1 資産運用を推進する体制の構築

これまでの公園行政では、特に、土地資産として公園が持つ価値を生かしていく資産運用の取り組みが十分に行われてきませんでした。今後は、「管理する資産」から「経営する資産」へ管理運営のあり方を転換する必要があります。公園が持つ歴史や文化、自然を保全・活用しながら、土地資産として公園が持つ価値を引き出し、これを生かしていく方策の研究を進めるとともに、職員の育成、組織体制の整備を行います。

① 資産評価と運用方策の研究

公園経営を推進するために、従来の施設管理、植物管理、安全管理に加え、職員が利用者サービスや広報、利活用を推進するプログラムなどを企画し、その実現のために民間への営業活動、民間活力の導入、市民との協働、規制緩和等に取り組むことが必要です。当該公園の資産価値を的確に評価した上で、取り組みにかかるコストや手順、効果等を予測し、目標管理を体系的に進めていきます。また、公園に関わる職務内容の再構築、組織の再編、制度の見直し、運用方法の改善等、公園の資産運用に関わる方策の研究を進めます。

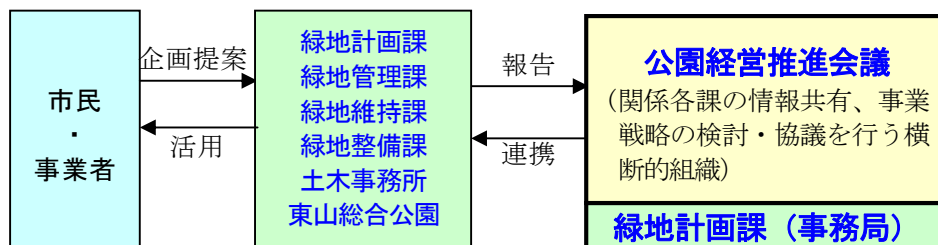
② 公園経営意識の共有

公園経営に携わる職員は、公園経営の意義、目標等を十分認識し、幅広い領域にわたる公園の管理運営業務について総合的な知識・理解や実行力を備える必要があります。また、公園で実施した様々な取り組みの結果に対する評価を行い、課題を改善していくマネジメント能力を身に付けることも必要です。

公園に関係する全ての職員が、このような意識とマネジメント能力を身に付けるため、日常業務を通じたOJT、研修等により、公園経営意識の共有を進めます。

③ 組織体制の整備

公園経営を推進するためには、市民・事業者からのアイデアを取り入れながら資産運用策の企画や営業活動につなげるなど、柔軟な対応力のある組織体制で進めていく必要があります。このため、民間からの提案、アイデア等の受け皿となる窓口やその活用制度を整えて、関係部署と連携して対応していける組織体制の整備を進めます。



■推進組織体制「公園経営推進会議」のイメージ

方策2 設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度の活用

設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI制度を活用することによって、民間事業者の活力やノウハウを導入し、競争原理によってより良いサービスの提供を図ります。公園の公益的機能を確保しながら、民間事業者のインセンティブが働くように、制度の取り扱いの改善と新たな活用を図ります。

① 民間活力の活用に関点を置いた制度の活用

設置管理許可、指定管理者、PFIといった各種の民活制度は、公園の公益的機能の確保や利活用の推進といった観点から長所・短所があります。公園ごとの特長や求められるサービス水準に応じて適用すべき制度を選択し、民間のノウハウを生かした質の高いサービスにより活力ある公園づくりを進めます。

② 民間事業者の創意工夫を引き出す制度の充実

設置管理許可制度については、今後の民間参入を積極的に広げるため許可基準等の取り扱いの見直しを図ります。他都市では設置許可制度の運用によって、公園内にお洒落で心地よいカフェが設置され、まちの新たな魅力につながるような事例があります。こうした好例を参考にしながら、その公園にふさわしい民間サービスを導入できるような制度活用方法を検討します。

また、指定管理者制度については、事業者インセンティブを与え創意工夫を引き出す仕組みと評価制度の確立が必要です。現状では、公園の特性である植物管理や景観形成といった年月の積み重ねによって成果が現れる取り組みが実績として評価されにくい傾向や、コスト削減の中で、事業者のノウハウを生かした自主事業など独自のサービス向上策が進みにくい状況があります。評価制度の改善、自主事業の促進策、収益の公園サービスへの還元策、公園の目的に応じた指定管理期間の見直し、更新時の実績評価の反映など、「Win-Win の関係」を充実させるために必要な制度の改善と設計を、客観性・透明性を確保しながら進めていきます。

さらに、PFI制度については、コンセッション方式の導入など法制度の拡充が進み、官民連携による公共施設の新たなマネジメントの仕組みとなっています。公園経営における民間参入手法の一つとして、制度の活用を進めます。

③ 公募方式の活用

公園における具体的な取り組みに対して事業者の参画を得る際には、民間の優れたアイデアやノウハウを生かすため、公募方式を活用して事業者からの企画提案を積極的に採り入れます。

公募に際しては、できるだけ多くの優れた企画提案を得て、この中から最も優良なものを採用できるように、目的・条件等の明示や必要な検討期間の確保など、事業者の応募作業に配慮します。

また、公募の機会以外にも、事業者から優良な企画提案の相談を受けるようにし、連携・活用の方策等を検討していきます。



設置管理許可制度によるオープンカフェの設置（久屋大通公園）



指定管理者による運営
（名城公園フラワープラザ）

方策3 公園の品質を高める評価制度の確立

公園経営の具体的な取り組みの効果を最大限に引き出し、利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップにつなげていくため、公園の品質を高めるための評価の仕組みが必要です。公園ごとの特性や目標、取り組みの効果等を市民にもわかりやすく示すことができる手法を整え、PDCAサイクル（計画、実施、評価、見直し）を活用して継続的な業務改善に役立てます。

① 特長を引き出す評価手法の整備

公園や地域の活性化、魅力づくりのため、規模や立地条件、自然の豊かさなどについて各公園の特性を評価した上で、現状を踏まえた取り組み手法の選択と成果の評価により、公園の個性を伸ばしていきます。

指定管理者によって管理運営されているような主要公園については、個別のマネジメントプランを策定することにより基本方針や目標を明確にします。実施した取り組みの効果については、一定数の利用者への直接的なアンケートを行うとともに、外部委員を含む評価委員会により総合評価を行い、改善につなげていきます。また、その他の一般的な公園については、効率的な評価事務とするため、個別に「公園カルテ」を作成し、ここに、公園毎の特長を生かしていく管理運営の目標や方針を明らかにします。このカルテをもとにして、定期的に管理者の自己評価と愛護会等地域住民からの評価を加えて管理運営の効果の点検を行い、利用者の視点を反映させる形で継続的な改善を図ります。

■ マネジメントプラン／公園カルテの構成イメージ

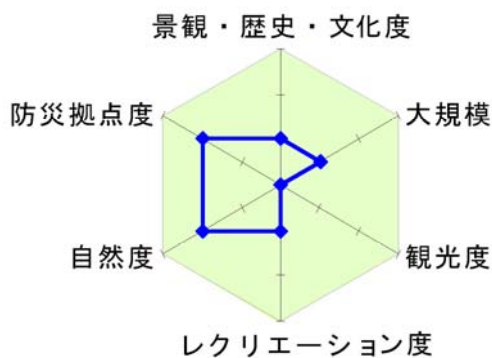
項目	内容
1. 公園の概要	所在地、面積、利用状況、立地条件、主要公園施設等を整理
2. 公園特性評価	公園特性の観点から、対象公園の現況を評価
3. 目標	「めざす公園像」の実現に向けた定性的、定量的目標の設定
4. 管理運営方針	「具体的な取り組みの8つの指針」「体制・制度に関する5つの方策」を踏まえて、当該公園の管理運営に係る方針を設定
5. 取り組み内容	当該公園で実施する具体的な取り組み内容と実施スケジュールを設定

*：マネジメントプランは主要な公園ごとに策定するものであり、公園カルテは一般的な公園について経営方針等をシート形式などでとりまとめたものを想定しています。

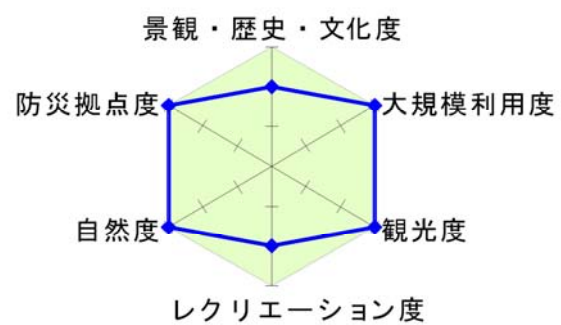
■公園特性に関する評価指標

評価指標	評価の考え方
A. 景観・歴史・文化度	・地域の景観形成に寄与している ・公園内に優れた景観を形成している ・歴史資源がある ・文化資源がある
B. 大規模利用度	・利用者数が多い ・年間を通じて相当数の利用者がある
C. 観光度	・観光資源がある ・市外から多数の人々が訪れる ・大規模なイベントが開催される
D. レクリエーション度	・特殊な遊具や児童遊園のような施設がある ・運動施設や多目的広場がある
E. 自然度	・まとまりのある樹林がある ・水辺や湿地がある ・絶滅の恐れのある生物が生育生息している
F. 防災拠点度	・防災施設が設置されている ・避難場所や災害復旧拠点として、地域住民の認知度が高い

A. 「身近な街区公園」の特性評価例



B. 「都心の公園」の特性評価例

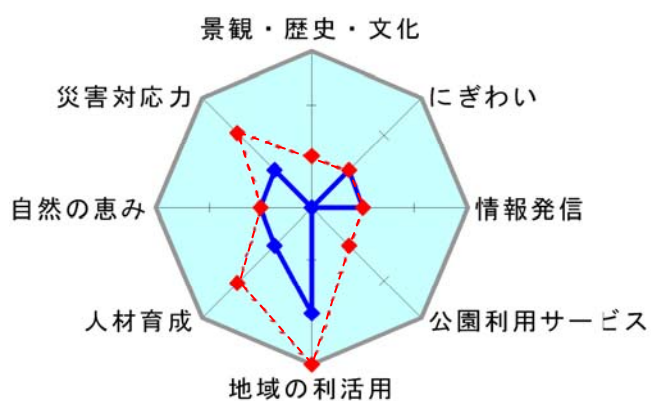


■公園特性の評価イメージ

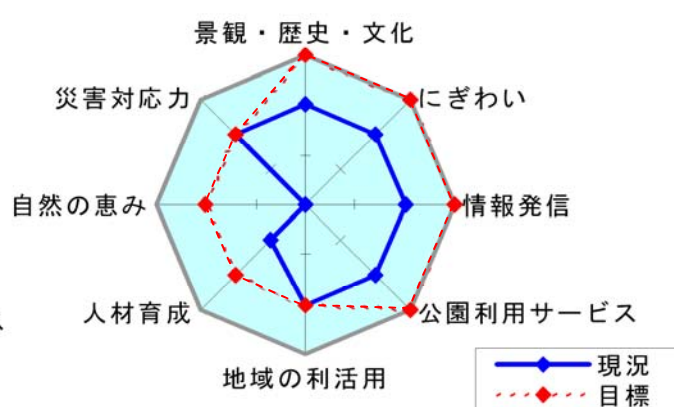
■公園経営に関する評価指標（例）

評価指標	評価の考え方
指針1 美しい景観・歴史・文化の活用	① 写真や絵になる風景づくり ② 歴史・文化の保全と活用
指針2 にぎわいの創造	① 「にぎわい広場」の制度設計 ② 公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理
指針3 公園の魅力情報の発信	① 多様な情報ツールの活用 ② 公園プロモーション
指針4 公園利用サービスの魅力アップ	① 民間活力の導入による魅力的なサービスの提供 ② 公正で安全・快適な利用サービスの提供
指針5 地域の公園の利活用の推進	① 公園を核にした地域コミュニティ活動の推進 ② 多様な市民参画の拡大
指針6 公園経営を担う市民・事業者の人材育成	① 公園を楽しく活用する人材の育成
指針7 自然の恵みを楽しむ機会の拡大	① 自然の恵みを楽しむ活動の推進 ② 生物多様性に配慮した協働管理の推進
指針8 災害対応力の向上	① 安全性の確保 ② 非常時における災害対応力の向上

A. 「身近な街区公園」の評価と目標例



B. 「都心の公園」の評価と目標例



■公園経営の評価イメージ

■公園経営の取り組み評価シート（例）

公園名：〇〇〇公園

評価実施者：公園経太郎

評価年度	平成 24 年度				
目標	里山の自然の中で、子どもから高齢者まで幅広い市民が自然とふれあい、自然の恵みを受け取ることができる公園				
管理運営方針	取り組み内容	自己評価			備考
		指標	実績	評価	
美しい里山景観活用	公園 100 景選定地点の PR のため・・・	認知度 40%	30%	B	利用者アンケートによる
地域の公園利活用の推進	里山管理を担う市民団体の育成	参加者数 20 人	30 人	A	里山管理講座の参加者数
自然の恵みを楽しむ機会の創出	〇〇〇育樹祭の開催	来場者 500 人	300 人	C	
・・・・・・・・	・・・・・・・・	・・・	・・・	・・・	
利用者の満足度	調査方法	利用者アンケート、10 月の平日と休日各 1 日			
	結果	全体満足度：80% 施設満足度：50% 自然ふれあい：70%			

方策4 幅広い寄附制度の展開

公園への愛着を高める意味や、多様な財源を確保する意味において、幅広い市民や事業者からのサポートを得る手段として寄附制度の充実を図ります。公園は、市民にとって身近な存在で、事業者にとっても公園を応援する企業姿勢は社会からプラスに評価される傾向があります。寄附者側の視点や心情に立った配慮を制度設計に生かしながら、ふるさと寄附金（納税）制度の活用や基金制度の整備など、公園を対象にした寄附制度の充実と展開を進めます。

① ふるさと寄附金（納税）の活用

ふるさと寄附金（納税）制度を活用し、市民や全国の方々から広く寄附を募り、名古屋市を代表する公園の魅力アップや利用者サービスの向上、東山動植物園再生にかかる施設整備費用や動物園の管理運営に役立てます。

ふるさと寄附金は、寄附者がそれぞれの思いを寄せる自治体やその取り組み・事業等を選んで寄附することができる制度です。名古屋の公園のために多くの賛同が得られるよう、PR やキャンペーン、寄附動機につながる特典等の工夫を行いながら寄附の拡大を図ります。

② 公園を育てる基金の設置

多くの市民、そして事業者からの寄附金を募り、これを柔軟かつ効果的に公園サービスへと還元するために、公園をみんなで育て一緒に魅力を増進させる目的の基金の設置をめざします。

また、基金が軸になって、協働の輪を広げていくことが期待できるため、寄附者側の視点や心情に立った配慮を制度設計に生かすことが大切です。他都市の一部では、活用テーマを明確にして市民・事業者の心を動かしている例、クレジットカード等多様な申込み手段を用意して寄附しやすい環境を整えている例、また、事業者のキャンペーンやイベント収益からの寄附受け入れを促進している例など、効果的な取り組みが見られます。これらを参考にしながら、名古屋市においても、多様な人々が参加しやすく、交流につながるような寄附制度を展開していきます。

■ 寄附制度の例

寄附制度の特徴	制度名（実施主体）
活用テーマを明確にしている例	都立公園サポーター基金（東京都公園協会） 到津の森公園基金（北九州市）
事業活動やキャンペーンとのタイアップからの寄附受け入れを促進している例	緑の東京募金（東京都） マリン基金（千葉県） 東京緑の定期預金（東京都民銀行）、 東山動植物園応援コース定期預金（名古屋銀行）

方策5 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発

寄附による参加だけではなく、公園との直接的な関わりを持つ形の市民・事業者のサポーター、スポンサーとしての参画を促進することによって、公園の潜在的な魅力や新たな可能性を引き出します。例えば、東京都の「思い出ベンチ事業」や各地の動物園で取り組まれている動物サポーター制度などでは、市民や事業者は、一層の公園への愛着や満足を感じていただける工夫をしながら、資金のサポートを頂いています。こうした事例を参考にして、名古屋市においても、民間のマーケティングの考え方を参考に、商品力、プロモート、営業網の3つのバランスの取れた事業の開発を進めます。

また、公園は特に公共性や景観への配慮が求められ、広告物は原則禁止となっていますが、今後は、公園事業の推進に役立つ内容が含まれるものについて規制の緩和に取り組めます。この際、屋外広告物条例等関係法令との整合を図りながら、その活用の方を整理し基準を明らかにします。

① 民間サポーター、協賛スポンサー事業の展開

民間サポーター、協賛スポンサーを広げる取り組み事例が東山動植物園等がありますが、民間のマーケティングの手法を参考にしながら、今後は、市域の公園を対象に事業の実施に向けた検討を進めます。また、行政と事業者、市民団体等関係者間の役割分担や連携方法について研究し、関係者のメリットやインセンティブが働くような仕掛け、取り組みを工夫します。



スポンサー花壇（神戸市）

② 「寄附者表示」の基準緩和と公園事業に資する「広告掲示」基準の整理

民間サポーター、協賛スポンサーに対するインセンティブを確保するため、「寄附者表示」の基準緩和と公園事業に資する「広告掲示」基準の整理を進めます。東京都では、「民活・規制緩和推進への取り組み」（平成14年7月）に沿って、都立公園内における広告物の取り扱いについて基準が整理されています。これを参考に、あくまでも公園事業の推進に役立つものであることを前提としながら、「寄附者名等の表示」「商業広告の掲示」といった分類ごとに基準の緩和や活用のルールを検討します。

なお、寄附者表示に関しては、従来の施設整備に関する寄附の表示だけではなく、今後は、管理運営に関するサポーター、スポンサー協賛を念頭に、そのデザインガイドライン等を含めて整理します。



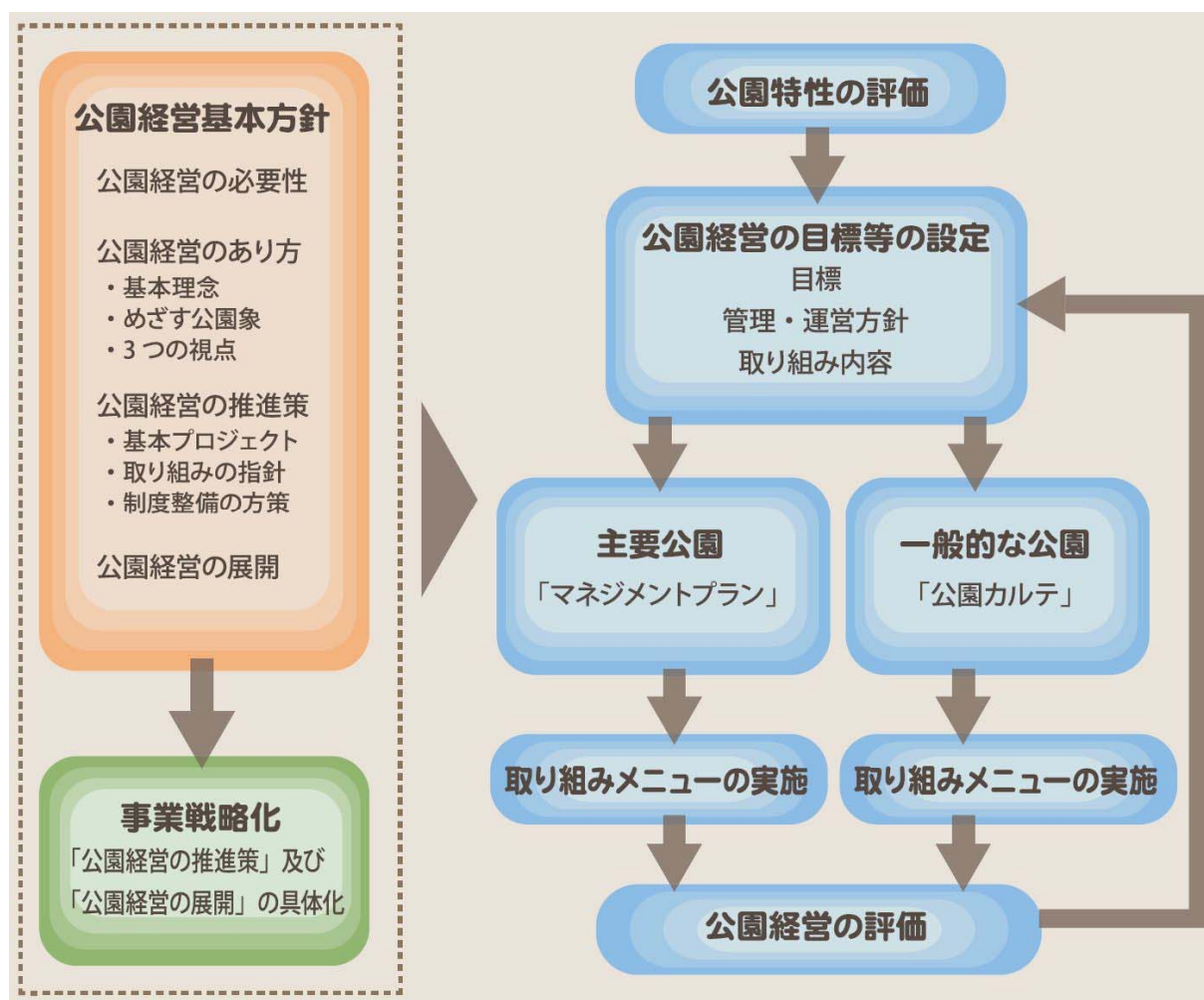
サポーターの表示（神戸市）

第4章 公園経営の展開

1 公園経営の流れ

本基本方針では、「公園経営の必要性」を整理し、「公園経営のあり方」「公園経営の推進策」を明らかにしています。今後は、これに基づく次の段階として、公園経営の推進策の具体化と、これらを市内のどこでどのように実施していくのか展開策の具体化を図り、事業戦略化を進めます。

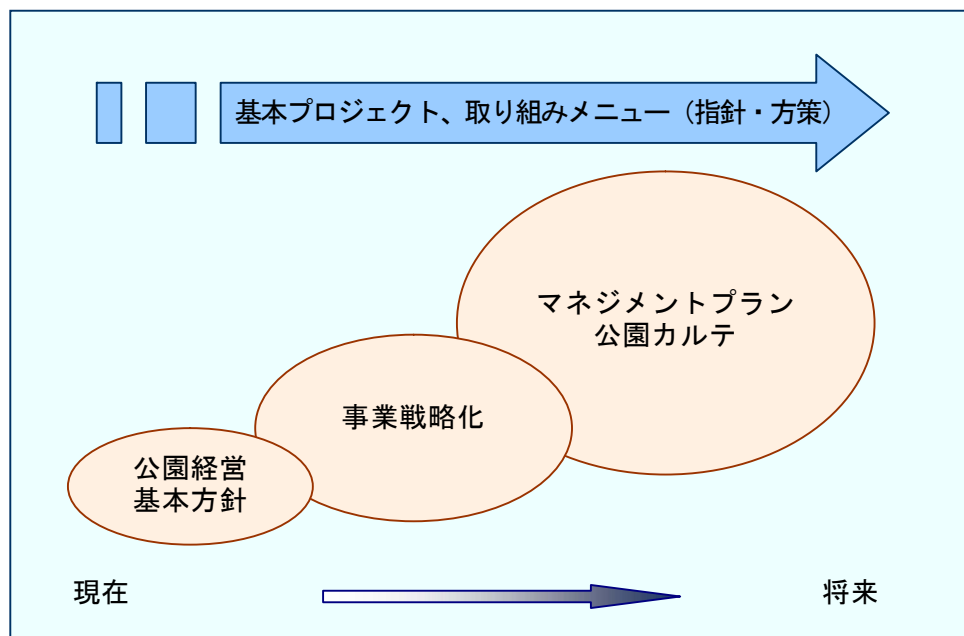
各公園においては、それぞれの地域の特徴を生かしながら、現状を踏まえた取り組み手法の選択により、公園の個性を伸ばしていくことが求められます。このため、主要公園については「マネジメントプラン」を、その他の一般的な公園については「公園カルテ」を作成し、公園毎の管理運営の目標や方針、取り組みメニューを明らかにして、効果的な公園経営の展開を図ります。



■各公園における公園経営の展開

2 公園経営の展開手順

公園経営の取り組みの効果を最大限に引き出し、利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップにつなげていくため、本基本方針を基礎として公園経営への転換を図り、取り組みの具体化と継続的な改善を図りながら、公園経営の展開を順次進めていきます。



■公園経営の展開手順

資料編

1 策定の経緯

平成 21 年度		
6 月	・公園管理のあり方検討	
10 月	・「公園管理のあり方検討」職員アンケート	
平成 22 年度		
9 月	・公園経営について「諮問」	第 10 回緑の審議会 (諮問・部会設置)
	・現状と課題の把握 ・公園経営の基本理念の検討 ・優先的に取り組むべき公園経営手法の検討	第 1 回公園経営部会
	・市政アンケートの実施「これからの公園のあり方について（特に利用・活用面から）」 (ネット・モニターアンケート)	
10 月		
2 月	・基本理念等、公園経営のあり方の整理	第 2 回公園経営部会
3 月	・取り組み内容のアイデア一覧についての可能性、優先度等の検討	第 11 回緑の審議会 (審議状況報告)
平成 23 年度		
7 月	・公園経営の取り組み構成（案） ・民間事業者等対象の公園利活用ニーズの調査の進め方	第 3 回 公園経営部会
10 月	・中間答申案の内容検討	第 4 回 公園経営部会
12 月	・中間答申「公園経営について」	第 12 回緑の審議会 (中間答申)
3 月	・公園経営基本方針(案)の報告	第 5 回 公園経営部会

2 策定体制

■緑の審議会 委員

氏 名	職 業 等
飯尾 歩	中日新聞社 論説委員
石川 幹子	東京大学 工学系大学院教授
大和田 道雄	愛知教育大学 名誉教授
奥野 信宏	学校法人梅村学園理事 中京大学 総合政策学部長
尾田 榮章	特定非営利活動法人日本水フォーラム 相談役
亀山 章	東京農工大学 農学部名誉教授
後藤 澄江	日本福祉大学 社会福祉学部教授
佐々木 葉	早稲田大学 理工学部教授
新海 洋子	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ 環境省中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー
棚野 良明	国土交通省 都市・地域整備局公園緑地・景観課 緑地環境室長
半田 真理子	財団法人都市緑化機構 研究顧問
広田 奈津子	生物多様性アドバイザー
堀田 守	なごやの森づくりパートナーシップ連絡会 代表
増田 理子	名古屋工業大学准教授
丸山 宏	名城大学 農学部教授
向井 清史	名古屋市立大学 大学院経済学研究科教授
渡邊 広志	中部電力株式会社 環境・立地本部 執行役員 環境部長

(敬称略、50音順、平成23年12月22日現在)

■名古屋市緑の審議会 公園経営部会 委員

氏名	職業等	備考
宇都木 寧	弁護士	
大澤 和宏	公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー 理事長	
半田 真理子	財団法人都市緑化機構 研究顧問	兼 審議会委員
松本 守	桐蔭横浜大学 客員教授 (株)フジテレビ CSR推進室長	
向井 清史	名古屋市立大学 大学院経済学研究科教授	兼 審議会委員
森 旬子	名古屋市立大学 芸術工学部准教授 元・名古屋市景観アドバイザー	

(敬称略、50音順、平成23年12月22日現在)

3 市民アンケートの結果

公園経営に関する市民意識を把握し、公園経営部会の審議等に活用するため、市民経済局広聴課所管によるネット・モニターアンケートを通じて、次のテーマで調査を行ないました。

調査テーマ「これからの公園のあり方について（特に利用・活用面から）」

（１）調査概要

①ネット・モニターアンケート

500 人の市民モニターを公募し、インターネットを活用した調査を年 10 回程度実施。今回は平成 22 年度第 5 回目アンケートとして実施しました。

② 調査期間 平成 22 年 10 月 15 日(金)～10 月 25 日(月)

③調査方法

ア 対 象 市内在住の 18 歳以上の方で、市政に関心のある方(公募)

イ 人 数 500 人[男性 222 人(44.4%)、女性 278 人(55.6%)]

ウ 調査方法 インターネットを通じてアンケートに回答

エ 回 収 率 調査対象 500 人に対して有効回収数 471 人
有効回収率 94.2%

オ 質 問 数 質問 15 問 他にフェイス項目（属性）3 問

（２）調査結果の概要

①名古屋の公園の印象について

●公園の利用頻度

身近な公園では 4 人に 1 人が、大きな公園では 7 人に 1 人が、日常的に公園を利用し、身近な公園・大きな公園ともに、回答者の過半数が「あまり利用しない」「ほとんど利用しない」という結果でした。

●利用する公園までの距離

近くの公園利用だけでなく、遠くの公園を中心に利用している人まで、多様な利用状況があることがわかりました。

●公園に対するプラスイメージ

公園での自然や季節感に対する市民ニーズが高く、また、自由に利用することができる使い勝手の良い公園、安らげる公園が好まれる傾向でした。

●公園に対するマイナスイメージ

「特にない」が最も多く 31.6%でしたが、次に回答が多かったものとしては「汚い」「さびしい雰囲気」「魅力に欠ける」「特徴がない」が上位となりました。

●公園の管理状態の問題点

「トイレや水飲み場などの管理」が37.7%で最も高く、直接使用する機会が多い水周り施設の衛生面が気に掛かるという結果になりました。以下「ごみ拾い、清掃などの美化」「除草・草刈り、花壇の手入れ、樹木の管理」「遊具やベンチなどの施設の管理」がそれぞれ約2～3割の比率であり、日常的な美化と安全確保が求められている結果となりました。

●一番好きな公園

鶴舞公園、名城公園の割合が高く、両公園ともに自然、花、歴史、文化、スポーツ関連の理由が挙がりました。次には、戸田川緑地、庄内緑地、大高緑地が多く、広々とした芝生などの理由が目立ちました。

更に、東山公園、久屋大通公園、小幡緑地、白鳥公園、平和公園、中村公園などが続き、各公園の特性を好きな理由に挙げる回答が多くありました。

②公園管理への市民・企業の参画について

●公園の管理運営主体

身近な公園については地域住民等を中心とした管理運営、大きな公園については、民間企業を含む様々な団体の参画による管理運営をふさわしいと考える人が多い結果となりました。

③公園を資産として活用する取り組みについて

●「あったらよい」と思うサービス施設

セルフサービス式の軽飲食店、コンビニエンスストアなど、飲食物に関するサービス施設へのニーズが高くなっているほか、親子コーナー、デイキャンプ場、貸し自転車ステーションなど家族で公園を楽しめるような施設への期待がうかがえる結果となりました。

●新たな収益確保策のアイデア

「フリーマーケットなどに対する禁止規制の緩和」が64.8%、「イベント誘致による収益事業の拡大」が51.2%と特に高い比率となりました。また、「物販・飲食サービス施設の誘致」「企業の営業活動の禁止規制の緩和」「市民や企業が公園を応援する仕組みづくり」などもそれぞれ2割以上の支持がありました。

「あらたな収益確保を推進・拡大する必要はない」との回答は3.4%とわずかで、上記以外のアイデアにも回答が集まりました。

●スポンサー広告の取り扱い

イベント需要の高い公園を対象に尋ねたところ、多くの方々から、スポンサー広告を地域の活性化や公園の維持管理に活用できるように規制緩和を進めるべきとの答え

が集まりました。中でも、期間・区域・デザイン・目的・業種など一定の条件のもとでスポンサー広告が活用できるように規制緩和すべきとの回答が過半数を超え、良好な景観形成に配慮しながら、イベント時のスポンサー広告の活用を検討すべきとの意識が見られました。

●一定条件下で認めてもよいと思う行為

「物販市」が78.3%と最も高くなるなど、販売行為に対する抵抗感よりも買い物による交流や楽しみを期待する様子がうかがわれ、「大道芸」など、公園での賑わい創出につながる行為の緩和に支持が集まりました。

④これからの名古屋の公園への期待

●これからの名古屋の公園への期待

回答者の総数 305 人からのべ 349 の回答がありました。

4 事業者ニーズ調査の結果

事業者の参加による公園経営に向けて、民間事業者等を対象にした公園利活用ニーズの調査を実施しました。

①電話アンケート調査

- ・ 取り組み手法、具体的な取り組みメニューを設定した上で、公園での取り組み状況や今後の意向等について調査

②ヒアリング調査

- ・ 電話アンケートの結果を踏まえて、具体的な取り組み手法に対して積極的な参画が期待される事業者や先行事例に参画している事業者を訪問ヒアリング調査

(1) アンケート調査の概要

電話による簡易なアンケート調査であったが、回答拒否が40%近くを占めており、公園利活用に対する関心の低い事業者が多いことが伺われました。

調査対象事業者

主に名古屋市内で事業展開している企業等 102 団体
(回収数・率：64 団体・63%)

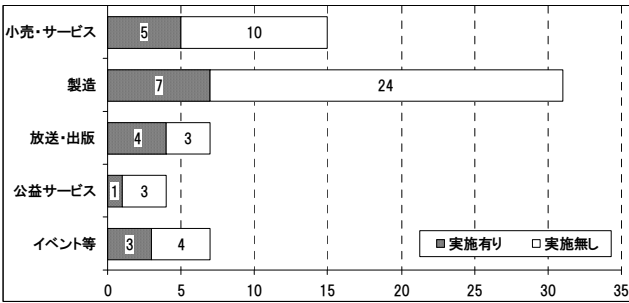
調査期間

平成 23 年 7 月 27 (水) ～9 月 14 日 (水)

①公園の利活用への実施状況

公園における事業展開等を実施している事業者は 20 社 (31%) でした。

いずれの業種でも利活用の事例が見られましたが、製造業では実施している割合がやや低くなりました。



■公園の利活用への実施状況

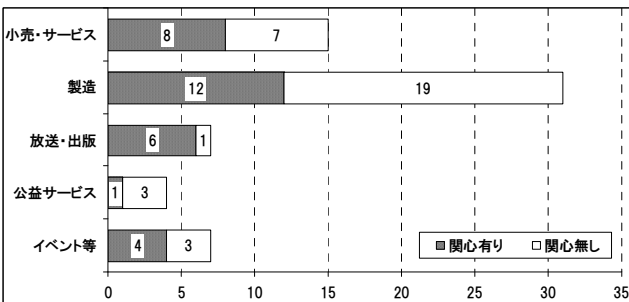
【具体的な取り組み内容】

- 事業活動展開
- HAPPY LAWSON 山下公園店【小売・サービス】
 - 指定管理者として公園の運営【製造】
 - 久屋大通公園、白川公園でのイベント、興行【放送・出版】
- 社会貢献活動
- 植樹・植栽活動への参加【小売・サービス、公益サービス】
 - 東山動植物園での花いっぱいプロジェクト【製造】
 - 地域の公園での清掃活動、イベント【放送・出版】

②公園の利活用への関心の有無

公園を利活用した事業展開等に関心がある事業者は 31 社 (48%) でした。

いずれの業種でも関心のある事業者が見られましたが、放送・出版ではほとんどの事業者から関心が示されました。



■公園の利活用への関心の有無

【関心のある取り組み内容】

事業所のPRー○新車展示試乗会の開催【製造】

事業活動展開ー

- 地産地消市場の開催【小売・サービス】
- ドッグラン併設店舗の出店【小売・サービス】
- 指定管理者として公園の運営【製造】
- ランニング施設の出店【製造】
- 親子ふれあいパーク、体験学習パークの開催【放送・出版】
- 週末ドッグラン【イベント等】

社会貢献活動ー○スポンサー花壇、ベンチの設置【放送・出版】

(2) ヒアリング調査の概要

主に名古屋市内で事業展開している事業者等 24 社・団体への訪問ヒアリングを行いました。

調査期間 平成 23 年 9 月～10 月

【取り組みの課題や実施条件】

① 事業所のPRを目的とした公園利活用

【イベントへの出展・協力】

- ・つきあいのある公園なら協力したい
- ・屋外イベントへの出展には抵抗感がある

【公園内での広報活動】

- ・顧客層と公園利用者の整合が必要である
- ・地域の公園でも地元企業の広報は想定できる
- ・各企業とも同条件であれば、広告物のデザイン規制は問題無い

② 事業活動の展開を目的とした公園利活用

【イベント企画・運営】

- ・大規模イベントの企画運営ができる企業は限られる
- ・長期イベントには使用料等の負担が大きい

【公園内への出店】

- ・出店条件が決まらないと具体的検討ができない
- ・週末のみの移動店舗は検討しやすい

【観光プロモーション】

- ・名古屋の公園には、観光資源が乏しい

③ 社会貢献活動を目的とした公園利活用

【従業員のボランティア】

- ・地域の公園には、清掃や行事など協力したい
- ・行事などへは協力依頼に応じて参加検討している

【公園に関する寄附】

- ・管理者から募集があれば寄附を検討する
- ・募金活動はしているが、公園が対象ではない

【取り組み事例と関心のある取り組み】

取り組みタイプ・手法	業種	取り組み事例	関心のある取り組み
①事業所のPRを目的とした公園利活用 ・イベントへのブース出展、スポンサー協力 ・公園内へのPR施設設置 ・公園での広報活動	小売・飲食		○地産地消市場の開催；話題性、利便性による集客効果
	製造	○サッカーW杯開催中に日本代表応援ブースを出店	
	放送・出版、公益サービス		
	その他	○公園内や入場チケットでの広告掲載	○スポンサー企業のPR
②事業活動の展開を目的とした公園利活用 ・イベントの企画提案、運営 ・イベントへの出店 ・公園内への出店	小売・飲食	○HAPPY LAWSON 山下公園店 ○イベント時の販促キャンペーン	○ドッグラン併設店舗の出店
	製造	○指定管理者として公園の運営	○新車展示試乗会の開催 ○ランニング施設の出店 ○指定管理者として公園の運営
	放送・出版、公益サービス	○久屋大通公園での秋祭り開催 ○白川公園でのサーカスの実施	○親子ふれあいパーク、体験学習パークの開催
	その他		○週末ドッグラン
③社会貢献活動を目的とした公園利活用 ・地域の公園の管理運営への参画 ・樹林地管理などへの従業員や顧客の参加 ・特定公園へのサポート企業としての支援 ・公園の管理運営に関する寄附	小売・飲食	○植樹・植栽活動への参加 ○イベント収益の公園への寄附	○森づくりサポーター制度 ○売り上げの一部によって、様々な公園の緑を再生
	製造	○東山動植物園での花いっぱいプロジェクト	
	放送・出版、公益サービス	○近くの公園で清掃活動実施 ○地域の公園で商店街と連携してイベントを実施 ○植樹・植栽活動への参加	○サポーター企業への優先利用権など付与 ○スポンサー花壇、ベンチの設置 ○地域社会の一員としての清掃活動
	その他	○近所の公園で夏祭りの支援	○東山動植物園のサポート（寄附、清掃ボランティア等）

(3) まとめ

①市から事業者への公園利活用の働きかけが必要

公園の利活用をそもそも想定していない事業者が多い。待ちの姿勢では事業者の公園への参加は進まないことがわかりました。

②具体的な取り組みメニューの提案が効果的

事業者は、目的を達するために適切であれば公園を利用するが、公園を利用してできることを考えるという発想をしない状況が明らかになりました。今回の調査では、様々なプロジェクトを例示することで多くの事業者が関心を示しました。公園との親和性の高い取り組みメニューを具体的に提案していくことが効果的と考えられます。

③コラボレーションによる魅力的な取り組みを期待

大がかりなイベントなどを単独企業で企画・運営することは、負担やリスクが大きいという意見がありました。企業間の情報交換を促すなどにより、コラボレーションによる新たな取り組みに発展する可能性があります。

5 【参考資料】地域まちづくり団体による公共空間活用の可能性

公園経営の参考資料として、名古屋都市センターによる「地域まちづくり団体による公共空間活用の可能性」の研究報告を紹介します。この報告では、地域活性化や街のにぎわい創出のため、公共空間の規制緩和と有効活用が課題となるなか、地域と行政の連携による公共空間（公園、道路、河川、公共空地等）の活用のポイントが示されています。

「地域まちづくり団体による公共空間活用の可能性」

（名古屋都市センター平成22年度自主研究より抜粋要約）

清掃や防災等まちの課題を解消する、地域の個性や魅力づくり、賑わいづくりに取り組む、そんなまちづくり活動に取り組む団体がいる。一方、限られた財源の中で公共資産をいかに維持活用、運営していくかという課題を持ち、公共空間の規制緩和と有効活用をすすめる行政がいる。この公共空間に注目して両者のメリットある連携ができないだろうか考えた。この調査では、名古屋の都心部に注目し、公共空間活用の課題を明らかにするなかで、様々な理念や組織構造を持つ地域のまちづくり団体がどのように取り組み、行政と連携をとることで持続的な公共空間活用につながるかについて、その可能性を検討する。

活動のステージとして、公共空間を使ってまちの賑わいや魅力づくりに取り組んでいる事例は全国に多くあるが、河川、公園、道路、公開空地等の空間にはそれぞれにかかる河川法、都市公園法、道路法、道路交通法、建築基準法等の法令があり、空間の担うべき目的と不特定多数の者が支障なく自由に使用できることが原則と書かれている。そのため、専用的利用や収益活動は許されていない。しかし近年、地域活性化や都市の賑わい創出の観点から、利益が個人ではなく地域に還元される仕組みならば、規制を緩和し、占用許可等を可能とする通達が出される等、賑わい創出と街なかの活性化という役割が、公共空間にも要請されるようになってきた。



公共空間を活用してまちの賑わいと魅力につながる収益事業を展開しようとする時に必要な4つのポイントがある。

その1つめが**公共空間の役割と賑わい創出の均衡点**である。公共空間が本来担うべき役割や目的と、賑わい創出や地域活性化という役割の間で、相反する状況を生み出すことがある。道路上のオープンカフェや祭りの実施、広告板の設置は、不特定多数の交通の用に供するという道路本来の役割が妨げられかねず、特定の人や地域に利益が限定されるような使い方である。河川敷地に飲食や物販店舗を配置しイベントを実施して多くの人が集まり賑わいを創出することは、洪水や高潮災害を防止する治水と共存できているのだろうか。旧態然とした対応ならば、オープンカフェも広告板もイベントもダメの一言だったが、それではいけない。賑わいや地域活性化にもつながるこれらの取り組みは、どこまでが良くてどこまでがダメなのか、コレさえクリアすればOKという単純な答えはなく、事例毎に答えを探さなければならない。この境界付近の課題を見極め、両者の均衡点をどこに置くかが重要なポイントである。

2つめは**公共空間の質向上と収益活動の好循環**である。均衡点を見極めるときの判断材料の1つがコレともいえる。単に収益が得られれば良いのではない。収益事業を通じて公共空間の質が向上すること、さらにその収益の一部が公共空間の質向上のために還元されることが重要である。収益事業の継続が好循環を生み、より質を高める仕組みが求められる。

空間	内容	例		
河川	維持管理	清掃		
	イベント	まつり	コンサート	
	物販	マーケット		
	飲食	オープンカフェ	船上レストラン	納涼床
	その他	遊覧船		
公園	維持管理	清掃	草刈	
	イベント	まつり	コンサート	
	物販	マーケット		
	飲食	オープンカフェ	ビアガーデン	
	その他	イルミネーション		
公開空地等	イベント	まつり	コンサート	
	物販	マーケット	市場	
	飲食	オープンカフェ	ビアガーデン	屋台
	その他	イルミネーション	インフォレータ	
		パフォーマンス	大道芸	
		スケートリンク		
		遊覧船発着所		
道路	維持管理	清掃	修繕	
	イベント	まつり	コンサート	
	物販	マーケット	市場	バザール
	飲食	オープンカフェ	屋台	
	その他	イルミネーション	インフォレータ	
		パフォーマンス	大道芸	
		自転車駐車場		
		広告	案内看板	
		歩行者天国		

■ 公共空間でのまちづくり活動事例

3つめは**公共空間を活用する地域まちづくり団体の条件**である。公共空間を活用して収益事業を展開するのは独占的利用者ともいえる。次の条件が満たされていることが望ましい。

【地域貢献と地元参加】 団体の活動目的が公共空間の持つ本来役割から逸脱しておらず、地域貢献が基本。地域に直接関わりある者が構成員として参加していること。

【事業収益の公共還元】 資金創出と公共空間の質向上の挟間で、地域全体の利益を追求し還元する姿勢が組織として明確になっていること。

【事業の継続性・体力】 公共空間活用に関する事業を一定期間継続し、占用物件等の維持管理ができる人的能力、財政的な体力を有すること。

【公開された組織体制】 責任の所在、意思決定の仕組みなど組織体制に関わる事項が明確にされ、公開されていること。

【地域の代表という性格】 住民や町内会等の地縁組織、事業者組合等からも、当該地域を代表する組織の一つであるという認識が共有されていること。

最後4つめは**行政と地域まちづくり団体の連携**である。地域ががんばっている時に行政は何をすべきなのか、次の連携が望まれる。

【官民のノウハウの交換】 公共空間での収益活動には、関係法制度の理解と対応、不特定多数に対する配慮、公正さ、透明さが求められる。民間のノウハウと行政の経験知を共有していくこと。

【非常時の対応】 災害発生時の迅速な対応等ができるよう、団体と行政間で、日常的にきめ細やかに連絡しあえる体制や関係づくりを行うこと。

【他団体との連携】 様々な地域まちづくり団体との意見交換や連携を促し、広い視野、地域特性の相違、多様な価値観から自らをふりかえる機会を提供すること。

【公共空間活用の評価】 公共空間活用による収益事業が、地域全体にどんな利益と影響をもたらしたかを客観的に評価できるデータを蓄積・公表することで、効果の共通認識を図ること。

近年、公共の果たす役割が大きく変化しつつあると感じている。むやみな公共の民間開放は「公」という大切な何かを変質してしまうのではないかと感じる一方、自分たちのまちは自分たちの手で、自らで自立し活動していこうというまちづくり団体の姿勢に、自治の本質的な姿を見る想いもある。まちづくり団体側も行政側も一つの事例を重ねながら、試行錯誤して前に進んでいかねばならないのだろう。

出典) 名古屋都市センター自主研究No.090、2011.3

「地域まちづくり団体による公共空間活用の可能性」から一部抜粋要約

6 用語説明

英語	CSR	企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)のこと。企業は社会的存在として、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方。
	OJT	「On-the-Job Training」の頭文字をとった言葉で、日本語では「職場内教育」などと言われる。実務を通じて、技術や能力、知識、職業観などを身に付けさせる教育訓練のこと。
	PF I 制度	「Private Finance Initiative」の頭文字をとった言葉。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して、より効果的、効率的に行おうとする新しい手法。
ア	池干し	ため池の水を抜き、底にたまった泥や砂を取り除くこと。また、その際に池に生息・生育する外来生物を駆除することもできる。
	インセンティブ	ものごとに取り組む意欲を、優遇措置などメリットを期待させて外部から高める働き。
	インフラ	一般的には上下水道や道路などの社会基盤を指す。このうち都市の環境保全に資するものを、本方針では環境インフラと呼んでいる。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
	オアシスの森づくり	都市計画公園区域内の民有樹林地に借地手法を導入し、市民参加により良好な樹木の保全と育成を図りながら、市民に自然との身近なふれあいの場を早期に提供することを目的とした名古屋市独自の制度。
	オープンスペース	建築物等によって占有されていない空地のうち、空き地のまま存続させることを想定している土地のこと。
カ	基金	特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産。
	クールスポット	ヒートアイランド現象が生じている都市内部において、樹木の日射遮蔽作用や水の蒸発散作用などにより、周囲よりも気温が低い場所のこと。樹木や水が多く存在する公園や河川が該当する場合が多い。クールアイランドと呼ばれることもある。
	公園愛護会制度	緑のまちづくり条例に基づき、名古屋市と公園周辺の地域住民の方が協力して、公園をきれいに保ち、安全で楽しく利用できるように管理することを目的に設立された団体。
	公園特定愛護会制度	従来の公園愛護会の活動をさらに進め、きめ細かく幅広い愛護活動を通して緑のまちづくりに積極的に参加することを目的に設立された団体。「月2回以上の清掃及び年2回以上の除草を行うことができる」等が認められることが必要。
	コミュニティ活動	コミュニティとは、いま暮らしている地域をより良くしようという人々の活動によって生み出される生活の場のこと、コミュニティを豊かにするため、住民自らが地域の課題解決のために、自ら活動する住みよい地域環境を創造するための様々な活動。
	コンセッション方式	公共施設の所有権を民間に移転しないまま、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間事業者に付与する方式。
サ	指定管理者制度	平成15年の地方自治法改正により創設された、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営を、民間事業者を含む法人・団体に行わせることができる制度。民間事業者のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。
	生物多様性	地球上には数百万種ともいわれる多様な生物が存在する。このような種の多様性に加えて、種内の多様性（地域個体群など遺伝子レベルの多様性）、生態系の多様性を含む概念。

	設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、公園管理者以外の者が公園施設を設置、管理を行うことを公園管理者が許可するもの。
	セントラルパーク	ニューヨークを代表する公園で、南北4km、東西0.8km、面積341haの広さがある。園内は、湖や樹林地、芝生地など自然豊かな環境となっており、マンハッタンで働き暮らす人々のオアシスになっている。
	ソーシャルネットワークサービス	人々や情報など社会的ネットワークをインターネット上で構築し、コミュニケーションするサービスのことで、代表的なものとして、mixiやFacebookなどがある。
タ	第10回関西府県連合共進会	明治時代に産業振興を目的に開催された地方博覧会。明治16年に第1回が大阪府で開催され、以降2～5年おきに近畿、北陸、中国、四国地方の府県で開催され、明治43年に第10回が名古屋市の鶴舞公園で開催された。
	デザインガイドライン	公園の景観を構成する要素（配置、色、形、素材、生物種等）の「あり方」及びその「組み合わせ」についての視覚的な約束事を示した手引き。
	都市公園	都市公園法により次のうちいずれかに該当するもの。（1）都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの（2）地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地（3）国が設置するもので、都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園等。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地で、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設または変更を行う事業。道路、公園等の公共施設と宅地の総合的な整備を行うことが可能であること、地域の特性に応じて多くの目的に対応したまちづくりが可能であることなどが特徴。
ナ	名古屋市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、名古屋市防災会議が市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めたもの。
	名古屋市中期戦略ビジョン	名古屋市基本構想のもと、長期的な展望を持ちつつ新しい時代の流れに対応した市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画として、平成22年に策定した計画。
	なごや緑の基本計画2020	都市緑地法に基づいた「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」であり、平成23年3月に策定した計画。
ハ	ヒートアイランド現象	都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象で、都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこう呼ばれている。都市ではコンクリートやアスファルトなど熱を蓄えやすい物質が多く、また諸活動から発生する熱量も大きいことなどが原因と考えられる。
	フィルムコミッション	映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関。ロケ地の情報提供や撮影許可申請の代行を行うことにより、映画撮影などを誘致して、地域活性化、文化振興、観光振興を図っている。
	ふるさと寄附金（納税）	ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいと思う納税者の気持ちを形にするため、ふるさとと思う地方公共団体に2,000円を超える寄附を行った場合、一定の限度額まで所得税と合わせて個人住民税が軽減される制度。
	プロモーション	本基本方針では、公園の認知、理解、好感度、ブランド力の促進・向上させる一切の活動を意味し、このことにより公園の利活用が促進することを意図して用いている。

マ	緑のパートナー制度	市との密接な連携と協働を前提に、公園、街路樹等において、自主的な企画立案と一定の責任分担により総合的な管理運営を行う団体を緑のまちづくり条例に基づき認定する名古屋市独自の制度。緑のパートナーと名古屋市は、緑のまちづくり活動に関する協定を締結する。
	緑のまちづくり構想	高度経済成長に伴う公害問題が深刻化するなか、昭和 48 年名古屋市が発表した緑化のための長期的指針。緑のまちづくり構想は、大規模な宅地開発事業を施工する場合、原則として開発面積の 5%以上を公園緑地として確保するなど、その後の公園緑地行政に大きな影響を与えている。
ワ	ワークショップ	参加者全員が平等な立場で、現場を見たり討議したりし、協力して提案や課題の解決策をまとめる、合意形成のための方法。自分の意見を主張できる一方、様々な意見を知ることができ、豊かな情報を集約して優れた成果が期待できる。市民参加の有効な方法として、まちづくりや地域活動の分野で多く活用されている。

表紙のキャラクターについて



はち丸

名古屋開府と同じ 1610 年、名古屋生まれ。人とふれあうことが大好きで、名古屋をあちこち旅している。風呂敷の中には、ねがいボシの「かなえっち」が入っていて、出会った人にプレゼントし交流を続けてきた。2010 年、仲間とともに大好きな名古屋の 400 歳をお祝いし、さらにこれからも名古屋の魅力をみんなに知ってもらえるようあちこち旅を続ける。



かなえっち

はち丸と一緒に旅をしている。夢を叶えたいという思いを持った人にパワーを与えてくれるという噂。



だなも

自然と平和、スローライフを求めている物知り博士。



エビザバス

はち丸のお友だちの、好奇心旺盛な女の子。あたまには仲良しのオスのキンシャチと大好きなエビフライを飾っている。現在、メスのキンシャチは名古屋をお散歩中。

名古屋市 公園経営基本方針

平成 24 年 6 月 名古屋市

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地計画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL : 052-972-2493 FAX : 052-972-4142
URL : <http://www.city.nagoya.jp>

名古屋市公式マスコット



エビザベス

かなえっち

はち丸

だなも

